

平成12年3月2日(木曜日)第1回定例会

出席議員(23名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
20番	井上勝・	議員	21番	那須稔	議員
22番	遠藤聖作	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
24番	佐藤清	議員			

欠席議員(1名)

19番	松田伸一	議員
-----	------	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
安孫子恒夫	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
鈴木ツヤ子	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	真木憲一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
井上芳光	社会体育課長	斎藤忠一	事務局長
			監査委員
渋谷勝吉	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
石山忠	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	丹野敏幸	庶務主査
柴崎良子	調査主査		

議事日程第1号

第1回定例会

平成12年3月2日(木)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 総務、文教経済、厚生、建設各常任委員会行政視察報告について
- ” 4 行政報告
- (1) 寒河江市老人保健福祉計画・介護保険事業計画について
- ” 5 議第 1号 寒河江市収入役の選任について
- ” 6 議案説明
- ” 7 委員会付託
- ” 8 質疑、討論、採決
- ” 9 議第 2号 寒河江市監査委員の選任について
- ” 10 議案説明
- ” 11 委員会付託
- ” 12 質疑、討論、採決
- ” 13 議第 3号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ” 14 議案説明
- ” 15 委員会付託
- ” 16 質疑、討論、採決
- ” 17 議第 4号 平成11年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
- ” 18 議第 5号 平成11年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算
(第5号)
- ” 19 議第 6号 平成11年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- ” 20 議第 7号 平成11年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- ” 21 議第 8号 平成11年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- ” 22 議第 9号 平成11年度寒河江市病院事業会計補正予算(第3号)
- ” 23 議第 10号 平成12年度寒河江市一般会計予算
- ” 24 議第 11号 平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算
- ” 25 議第 12号 平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- ” 26 議第 13号 平成12年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- ” 27 議第 14号 平成12年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- ” 28 議第 15号 平成12年度寒河江市老人保健特別会計予算
- ” 29 議第 16号 平成12年度寒河江市介護保険特別会計予算
- ” 30 議第 17号 平成12年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- ” 31 議第 18号 平成12年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算

日程第 3 2	議第	1 9 号	平成 1 2 年度寒河江市立病院事業会計予算
" 3 3	議第	2 0 号	平成 1 2 年度寒河江市水道事業会計予算
" 3 4	議第	2 1 号	寒河江市印鑑条例の一部改正について
" 3 5	議第	2 2 号	寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
" 3 6	議第	2 3 号	寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
" 3 7	議第	2 4 号	寒河江市語学指導等に従事する外国人の給与及び旅費の支給に関する条例の制定について
" 3 8	議第	2 5 号	寒河江市特別会計条例の一部改正について
" 3 9	議第	2 6 号	財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正について
" 4 0	議第	2 7 号	寒河江市国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
" 4 1	議第	2 8 号	寒河江市介護保険円滑導入基金条例の制定について
" 4 2	議第	2 9 号	寒河江市介護保険給付費準備基金条例の制定について
" 4 3	議第	3 0 号	寒河江市市税に係る延滞金の免除に関する条例の廃止について
" 4 4	議第	3 1 号	寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
" 4 5	議第	3 2 号	寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
" 4 6	議第	3 3 号	寒河江市介護保険条例の制定について
" 4 7	議第	3 4 号	寒河江市生活支援ホームヘルパー派遣に関する条例の制定について
" 4 8	議第	3 5 号	寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正について
" 4 9	議第	3 6 号	寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について
" 5 0	議第	3 7 号	寒河江市災害対策本部条例の一部改正について
" 5 1	議第	3 8 号	寒河江市消防団に関する条例の一部改正について
" 5 2	議第	3 9 号	寒河江市行政手続条例の一部改正について
" 5 3	議第	4 0 号	寒河江市市税条例の一部改正について
" 5 4	議第	4 1 号	寒河江市手数料条例の全部改正について
" 5 5	議第	4 2 号	寒河江市農業委員会農地部会の委員の定数に関する条例の一部改正について
" 5 6	議第	4 3 号	寒河江市農業委員会農業振興部会の委員の定数に関する条例の一部改正について
" 5 7	議第	4 4 号	寒河江市道路占用料条例の一部改正について
" 5 8	議第	4 5 号	寒河江市都市計画審議会条例の一部改正について
" 5 9	議第	4 6 号	寒河江市防災会議条例の一部改正について
" 6 0	議第	4 7 号	寒河江市営住宅条例の一部改正について
" 6 1	議第	4 8 号	寒河江市都市公園条例の一部改正について
" 6 2	議第	4 9 号	寒河江市下水道条例の一部改正について
" 6 3	議第	5 0 号	寒河江市水道給水条例の一部改正について
" 6 4	議第	5 1 号	寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について

- 日程第 6 5 議第 5 2 号 河北町外五市四町共立伝染病院組合の解散について
- ” 6 6 議第 5 3 号 河北町外五市四町共立伝染病院組合の解散に伴う財産処分について
- ” 6 7 議第 5 4 号 寒河江市公共下水道浄化センター汚泥処理棟増設工事委託協定の一部変更
について
- ” 6 8 議第 5 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- ” 6 9 議第 5 6 号 土地の取得について
- ” 7 0 議第 5 7 号 市道路線の廃止について
- ” 7 1 議第 5 8 号 市道路線の認定について
- ” 7 2 請願第 1 号 年金制度改善に関する請願
- ” 7 3 請願第 2 号 「乳幼児医療費の無料化を国の制度化と県にむけて年齢拡充を求める」意
見書提出に関する請願
- ” 7 4 請願第 3 号 雇用安定創出を求める請願
- ” 7 5 施政方針説明
- ” 7 6 議案説明
- ” 7 7 質疑
- ” 7 8 予算特別委員会設置
- ” 7 9 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会

午前 9 時 3 0 分

佐竹敬一議長 これより平成 12 年第 1 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、松村助役は、公務のため途中からの出席になるとの報告を受けておりますので、御了承をお願いします。

また、市の広報広聴係より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

本定例会の運営につきましては、2 月 28 日開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第 1 号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において、7 番柏倉信一議員、18 番内藤 明議員を指名いたします。

会期決定

佐竹敬一議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議の結果に基づき、本日から 3 月 22 日までの 21 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は 21 日間と決定いたしました。

第1回定例会日程

平成12年3月2日(木)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
3月 2日(木)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名 会期決定、諸般の報告、行政報告、収入役選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、監査委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、固定資産評価審査委員会委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、施政方針説明、議案説明、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
3月 3日(金)	休 会			
3月 4日(土)	休 会			
3月 5日(日)	休 会			
3月 6日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 7日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 8日(水)	休 会			
3月 9日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月10日(金)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
3月11日(土)	休 会			
3月12日(日)	休 会			
3月13日(月)	午前9時30分	文教経済委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室

		建設委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
3月14日(火)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
3月15日(水)	午前9時30分	文教経済委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		建設委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
3月16日(木)	休 会			
3月17日(金)	休 会			
3月18日(土)	休 会			
3月19日(日)	休 会			
3月20日(月)	休 会			
3月21日(火)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
3月22日(水)	午前9時30分	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸般の報告

佐竹敬一議長 日程第 3、諸般の報告をいたします。

(1) 定例監査結果等報告について

(2) 総務、文教経済、厚生、建設各常任委員会行政視察報告について

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

佐竹敬一議長 日程第 4、行政報告であります。

(1) 寒河江市老人保健福祉計画・介護保険事業計画について市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 寒河江市老人保健福祉計画・介護保険事業計画について御報告申し上げます。

本計画は、国の示しているゴールドプラン 21 のほか、山形県保健医療計画及び村山地域保健医療計画、本市の第 4 次振興計画と整合性を図った上でこれまで本市が実施してきた多様な保健と福祉、医療にわたる施策を充実、発展させるために、老人保健法及び老人福祉法に基づく老人保健福祉計画と、平成 12 年 4 月 1 日からスタートする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るための介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定したものであります。

計画の策定に当たり、高齢者等の実態や介護サービスに関する利用意向などを把握し、ニーズを的確に反映するため高齢者等実態調査を実施したほか、市内 69 カ所において説明会を行い、貴重な御意見を拝聴しております。さらに、保健・福祉・医療分野の関係者初め市民各層から成る「寒河江市高齢社会総合推進検討委員会」において協議、検討いただき、策定したものであります。

この計画では、介護保険制度を円滑に実施し、充実した福祉サービスを提供することはもとより「寒河江型ケアシステム」を発展させ、高齢者の生きがいのある、自立した暮らしを生涯にわたり総合的に支援、推進していく「寒河江型ライフサポートシステム」の確立に努めていくこととし、計画のキャッチフレーズを「生き生きハートフル寒河江」として、健康・長寿のまちづくりを進めていくことを基本理念としているものであります。また、すべての高齢者が生きがいを持って、住みなれた地域で豊かに安心して暮らせる地域社会を創造していくための、市民と行政の行動計画を明らかにすることを目的としているものであります。

具体的な内容につきましては、さきで開催していただきました全員協議会において御説明申し上げ、御協議をいただいたところでありますので、御了承賜りたいと思います。

以上です。

佐竹敬一議長 ただいまの行政報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案上程

佐竹敬一議長 日程第 5、議第 1 号寒河江市収入役の選任についてを議題といたします。
この際、渋谷勝吉監査委員の退席を求めます。

〔渋谷勝吉監査委員 退席〕

議案説明

佐竹敬一議長 日程第 6、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 1 号寒河江市収入役の選任について御説明申し上げます。

本年 3 月 31 日をもって任期満了となります寒河江市収入役に渋谷勝吉氏を選任いたしたいので、議会の同意を求めようとするものであります。

何とぞ御同意くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第 7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議第 1 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 1 号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 8、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 1 号を採決いたします。

内藤 明議員。

内藤 明議員 採決の方法であります、議長において投票による採決をお願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 記名ですか、無記名ですか。

内藤 明議員 事の性格からして無記名をお願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 ただいま内藤 明議員より、議第 1 号の採決については、無記名投票の要求がありました。これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成 5 名であります。

所定の賛成者がありますので、この採決については、無記名投票をもって行います。

これより議第 1 号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は 22 名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じ順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 72 条第 2 項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。事務局長。

安孫子勝一事務局長 私から点呼申し上げます。

点呼の順序は議席順に行います。順次投票記載所で記載の上、投票箱に投票願います。

2 番松田 孝議員、3 番猪倉謙太郎議員、4 番石川忠義議員、5 番荒木春吉議員、6 番安孫子市美夫議員、7 番柏倉信一議員、8 番鈴木賢也議員、9 番伊藤忠男議員、10 番高橋秀治議員、11 番高橋勝文議員、12 番渡辺成也議員、13 番新宮征一議員、14 番佐藤穎男議員、15 番伊藤 諭議員、16 番佐藤暘子議員、17 番川越孝男議員、18 番内藤 明議員、20 番井上勝・議員、21 番那須 稔議員、22 番遠藤聖作議員、23 番伊藤昭二郎議員、24 番佐藤 清議員。

〔投 票〕

安孫子勝一事務局長 以上です。

佐竹敬一議長 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

〔議場開鎖〕

開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に松田 孝議員、伊藤忠男議員、井上勝・議員を指名したいと思えます。

よって、3 議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

投票の結果を報告いたします。

投票総数 22 票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛 成 20 票

反 対 2 票

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議第 1 号はこれに同意することに決しました。

ここで、渋谷勝吉監査委員の着席を求めます。

〔渋谷勝吉監査委員 着席〕

議案上程

佐竹敬一議長 日程第 9、議第 2 号寒河江市監査委員の選任について議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第 10、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 2 号寒河江市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本年 3 月 31 日をもって任期満了となります寒河江市監査委員に安孫子雅美氏を選任いたしたいので、議会の同意を求めようとするものであります。

何とぞ御同意くださるよう、お願い申し上げます。

以上です。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第 11、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 2 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 2 号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 12、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 2 号について質疑はありませんか。内藤 明議員。

内藤 明議員 市長に質問というのなんですが、実は、こうした人事案件、議題として出されるたびに、私ども面識のない方ですと、どういう方かほとんどわからないんですね。それで、できれば、当局の方でその方に当たられまして大体内諾を得られているという状況にあるというふうに思いますが、その段階で、例えば今回の場合は監査委員でありますけれども、どのような御認識をお持ちなのか、ぜひ知る手段が欲しいというふうな形をお願いをしておったんですが、残念ながらそれが実現しませんでした。こうした人事案件、市長が出されるときに、法的には問題はないというふうに思いますが、議会に対して適切な示し方があってしるべきだというふうに思いますが、市長、その辺、どのようにお考えになっているのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 監査委員の場合ですと、地方自治法に、人格が高潔な方で知識もあり、そしてまた全般的な視野で市の行政というものを見ることができると、こういうことが書いてあるわけございまして、そういうことで、それに合致したところの適任者をお願いしてきたわけございまして。

そして、手続といたしましても、議長、副議長に「人事案件の提案をするからこういう方で」と、こういうことでお話しして、会派の皆さん方にはそれぞれ議長の方からお諮りしていただいております。そういう中で、どういうお人柄とか、ああいう経験者というようなことでお尋ねがあるわけございしますが、それにつきましては、十分お答え申し上げてきたところございまして、それで皆様方の御理解を得てきているのではないかなと、このように思っております。

佐竹敬一議長 内藤議員。

内藤 明議員 市長の御認識、若干違うのではないかなというふうに思っているんです。私どものこうした質問に対して「十分お答えをしてきた」というような答弁でありますけれども、そうした十分なお答えがあれば、何もこんなところでもう一度、わざわざ立って質問をするようなものではないんですね。したがって、そうした市長の認識をやはり改めていただきたいなというふうに思っているんです。難しい問題はあろうかというふうに思いますが、できるだけわかりやすいような提起をしていただくということが望ましいと思いますし、今回示されたのは経歴ですね。経歴は確かにわかりました。しかし、監査委員というのは、行政を担う行政当局とはまた違うものがあって、したがって、そうした御認識、どのようなことをお持ちなのか、やはり私どもは一番知りたいというふうに思っておりますし、また、それが市民に対する責任だと私は思っておりますので、こうしたことをお尋ねしたところであります。

これ以上のこと、市長から答弁があればぜひ、どういう人柄なのかも含めて教えていただきたいというふうに思います。

なお、今後こうした人事案件を出される際に、どういうふうなことが望ましいのか、もう一回改めて御検討いただくことをぜひお願いしておきたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 先ほども申し上げましたように、議長を通して議会に内協議とかするわけございまして、議員の皆さんの御意向を承るわけございまして、議長等の方から、履歴はもちろんでございまして、どんなお考えを持っているかと。その辺、市長が接触してどのような感じであったかということにつきましての御意向がございましたならば、十分私から議長を通してお話し申し上げたいと、かように思っております。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 先ほど内藤議員からも質問があったわけですが、この寒河江市議会での人事案件について、この間いろいろ議論をしてきた経過があるわけでありまして。そして、きょうこの議場にも出席している教育委員長が 97 年 2 月 18 日に議会の同意を得ているわけでありましてけれども、その際も教育委員長自身から教育行政にかかわる基本的な考え方が示されました。また、97 年 12 月 5 日の山内教育委員が選任同意される際も、同様の考え方が議会に対して示されて、そして同意をしてきたという経過があります。その後の 98 年 8 月 31 日に大沼教育委員が議会の同意を得る際は、たまたまといいますか、議会が改選される時期の議会というふうなこともありまして、その際は議会の中で議論がなかったんですが、この間ずっと、人事案件については、その役職に臨むに当たっての考え方を示していただきたいということが、議会側の総意として出されてきていると、こういう歴史的な経過がありますので、十分その辺を御認識していただいて、先ほど内藤議員から質問があったことについて、市長の御見解を改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

また、この間、今回の安孫子さんの選任同意に当たっても、私どもは基本的にそういう考え方を持っておったわけでありましてけれども、そのことが市長の方まで届かなかったということがあるようでありまして、このことについての今回の考え方と、それから今後、これまでの経過も踏まえていただきまして、人事案件についての市長が提案する際の基本的な考え方をぜひお聞かせをいただきたいと、このように思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほど内藤議員にお答え申し上げたとおりでございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 議会としてのこれまでの経過もありますので、ぜひ今後十分議会の意向に対して対応されるように強く要望して終わります。

佐竹敬一議長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論省略いたします。

これより議第 2 号を採決いたします。内藤 明議員。

内藤 明議員 この人事案件についても、重要な人事案件でありますので、投票による採決を求めたいと思います。

佐竹敬一議長 無記名ですか、記名ですか。

内藤 明議員 これも、事の性格からして無記名の投票でお願いをしたいと思います。

佐竹敬一議長 ただいま内藤議員より、議第 2 号の採決については、無記名投票との要求がありました。これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成 3 名であります。

所定の賛成者がありますので、この採決については、無記名投票をもって行います。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 議事進行についてですけれども、今のは動議ですよ。動議ではないんですか。(「要求」の声あり) 要求でもいいんですけれども、方法としては、記名か無記名かということでの問題と、それから投票による採決と、この二つが今出されたわけですが、それは議場では今、例えば 3 名の賛成があったということで、動議というのかわからない、要求として取り上げるということであって、議会の意思としてどちらを選択するかという挙手による採決はとらなくていいのかどうか。先ほどの進行を見ていて疑問に思ったんですけれども、ぜひそこ辺をはっきりしていただきたいと思います。

佐竹敬一議長 会議規則第 70 条、「議長が必要であると認めるとき、または出席議員 3 人以上から要求が

あるときは、記名または無記名の投票を表決する」と。(「表決」の声あり)これは「要求があったとき」と書かれております。(「だから、全体としての意思確認はしなくていいのかということ」の声あり)「3人以上の要求があるときは、記名または無記名の投票で表決をとる」ということになっております。無記名ということで要求がございまして、今度はその反対に記名投票という要求がございませぬので、そのまま無記名でいくということになるんだそうです。遠藤議員。

遠藤聖作議員 「表決をとらなければいけない」となっているわけでしょう。つまり、3名以上の賛成というのは動議なんです。動議の採用なんです。だとしたら、「それでは、記名による投票に対する御意見はありませんか」というふうに当然議長としては聞かなければいけない。それでなければ、全体について決をとらなければいけないのではないのかというふうに私は思いますけれども、結局、動議3人の賛成でそのまま通ってしまうという進め方がいいのかどうか、ちょっと疑問に思ったんです。

佐竹敬一議長 暫時休憩させていただきます。

休 憩 午前10時07分
再 開 午前10時20分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議第2号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じ順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。事務局長。

安孫子勝一事務局長 私から点呼いたします。

点呼の順序は議席順に行います。順次投票記載所で記載の上、投票箱に投票をお願いします。

3番猪倉謙太郎議員、4番石川忠義議員、5番荒木春吉議員、6番安孫子市美夫議員、7番柏倉信一議員、8番鈴木賢也議員、9番伊藤忠男議員、10番高橋秀治議員、11番高橋勝文議員、12番渡辺成也議員、13番新宮征一議員、14番佐藤穎男議員、15番伊藤諭議員、16番佐藤陽子議員、17番川越孝男議員、18番内藤明議員、20番井上勝・議員、21番那須稔議員、22番遠藤聖作議員、23番伊藤昭二郎議員、24番佐藤清議員。

〔投票〕

安孫子勝一事務局長 以上です。

佐竹敬一議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に荒木春吉議員、高橋秀治議員、伊藤 諭議員を指名いたします。

よって、3 議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

投票の結果を報告いたします。

投票総数 21 票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛 成 20 票

反 対 1 票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議第 2 号は、これに同意することに決しました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第 13、議第 3 号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第 14、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 3 号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

寒河江市固定資産評価審査委員会委員のうち柏倉 實委員が、本年 3 月 27 日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

何とぞ御同意くださるよう、お願い申し上げます。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第 15、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 3 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 3 号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 16、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 3 号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 3 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 3 号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 3 号は、これに同意することに決しました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第 17、議第 4 号から日程第 74、請願第 3 号までの 58 案件を一括議題といたします。

施政方針説明

佐竹敬一議長 日程第 75、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 本日、平成 12 年の第 1 回市議会定例会が開催されるに当たり、平成 12 年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の大要を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を申し上げる次第であります。

私は、2000 年という節目の年を迎え、21 世紀の寒河江市が麗しい活力にあふれる都市としてさらなる発展されるよう、全力を傾けて市政運営に努めていかなければならないとの思いを新たにしているところであります。

市政の重責を担って以来、市民の皆様の負託におこたえするため、一貫して市民との対話を重視し、市民の立場に立った市政の運営を基本に、清潔で信頼される市政の実現と、市民が誇りと愛着の持てる都市づくりに全力を傾注してまいりました。この間、地域特性を十分発揮した「さくらんぼにこだわったまちづくり」や、自然と景観を大切に「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」を市政執行の基本理念として諸施策を進めてまいりました。とりわけ、昨年度は、山形自動車道西川月山間の開通、山形新幹線新庄延伸、寒河江サービスエリアのオープン、白岩、金谷バイパス開通などが相次いだ年でありました。

これら施策が順調に推進しておりますことは、ひとえに議員各位を初め多くの市民の皆様からの御支援、御協力の賜物と厚く御礼申し上げます。

2000 年は、地方行政の分野でも大きな変革を迫られる時期でもあります。介護保険制度が本年 4 月からスタートいたしますし、地方分権一括法も 4 月に施行され、地方自治も新世紀を控えた新しい時代を迎えます。地方分権は、地方公共団体の自己決定権を高めることにより、総合的な行政主体として、みずからの個性や創意工夫を生かしつつ、活力ある地域づくりに取り組むことが求められてくることとなります。

昨年受賞した、全国花いっぱいコンクールの自治大臣賞においても、市民の主体的、市民挙げての美しいまちづくりの実践の賜物であり、また、グラウンドワークの取り組みやみこしの祭典等においても、本市は地方分権下におけるまちづくりを一步先んじて取り組んできたとの感を強くいたしております。市民の口から、自然に「花と緑、せせらぎ」という言葉が出てくるようになり、「花と緑、せせらぎ」が市民にしっかりと定着し、市民の主体的な参画によるまちづくりが、確実に具現化しているものと実感しているところであります。

一方、地方を取り巻く財政状況は極めて厳しい状況にあり、その健全化を図ることが喫緊の課題となっております。このような状況のもとでの地方公共団体は、みずから徹底した行財政改革に取り組むなど、経費支出の効率化に徹する一方で、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、地域経済の再生、介護保険の実施など、少子・高齢社会への対応、自主的・主体的な地域づくり、環境の保全等の政策課題に積極的に対応することが求められております。

このような時代の状況、時流を十分に念頭に置きながらも、平成 12 年度は、本県の急速に整備されつつある高速交通体系の恩恵を享受できる本市の地の利を最大に生かしたまちづくりを一層推進してまいるとともに、住民ニーズに応じたきめ細かい福祉サービスを提供しつつ、行財政改革を一層推進し、行財政基盤の強化を図りながら、21 世紀につなげるための発展基盤を整備していく決意でありますので、議員各位並びに市民の皆様のおお一層の御協力をお願いするものであります。

さて、本年度は、第 4 次振興計画の計画期間である平成 8 年から 17 年度の間を迎え、計画で示した将来都市像「自然と環境に調和する、美しい交流拠点都市 寒河江」の構築に向け、計画的に主要プロジェクトを

着実に実施し、広範な交流時代の結節点にふさわしい美しいまちづくりに努めてまいります。

取り組みに当たっての平成 12 年度の主要課題として、まず、駅前を中心とする中心市街地の活性化であります。本市においては、交流拠点にふさわしいまちづくりとして、駅前を核とする中心市街地、チェリークア・パーク、チェリーランド、慈恩寺の四つの核の構築と、それらを結ぶ都市軸の形成を推進しておりますが、中でも本市の玄関口であり、顔である駅前地区については、土地区画整理事業により、にぎわいと魅力ある町並みの形成及び商業機能の再構築に取り組んできているところであります。昨年度一部仮換地指定を行い、去る 1 月 24 日には本工事の起工式を行ったところであります。引き続き順次仮換地を行い、計画的に工事を進めてまいります。

中心市街地の活性化として、P A O 二丁目ビルについて市が取得し、再整備を行い、中心商店街活性化の起爆剤とするとともに、公共的施設を付加して市民の憩いの場を創出し、本市の新たな魅力ある顔として整備を行ってまいります。

快適な居住環境の整備といたしましては、3カ所の住宅団地を造成してまいるとともに、新たに西根・下釜地区に住居用の土地区画整理事業を展開してまいります。

また、平成 14 年度に開催される「第 19 回全国都市緑化やまがたフェア」に向け、いよいよ本格的な準備に取りかかることとなりますが、単に会場を花と緑で飾り立てるということでなく、本市の農業、商業、工業などあらゆる産業分野が連携とかかわりを持ち、新しい寒河江市の土台を築き、それを全国にアピールしていくという気概で精力的に取り組んでまいります。

緑化フェアの開催に合わせて、高速道路と温泉、花、フルーツ、そして最上川を初めとする美しい自然を結びつけたチェリークア・パークの整備をより積極的に進めてまいります。幸い、昨年オープンした、全国で初めてとなる第三セクター運営の寒河江サービスエリアが非常に活況を呈しており、今後のクア・パーク整備にとって大きな励みとなっているところであります。

2000 年は、福祉の面でも大きな変革の年となります。本格的な高齢社会を迎え、社会全体で介護を支える社会へ変革する介護保険制度が、いよいよ 4 月 1 日からスタートします。

本市におきましては、これまで保健・福祉・医療が三位一体となった「寒河江型福祉」を推進してきましたが、介護保険制度導入を機会に、福祉サービスの見直しの中で、介護保険とは別枠の独自サービスも提供しながら、さらに充実、拡大を図り、「やさしさあふれる高福祉社会」を形成してまいります。

本市では、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものになるよう、集落営農システムの構築と高収益作物の拡大による農業経営基盤の強化を図るとともに、施設栽培と観光農業を組み合わせた「寒河江型農業」を積極的に推進してまいりました。

その中で、さくらんぼとともに寒河江のバラを積極的に支援してまいりましたが、平成 9 年度、10 年度のバラの生産額が、愛知県などの先進地を押さえて日本一になりました。さくらんぼに続き、農業では二つ目の日本一の勲章を得たこととなりますが、このことをステップに「寒河江型農業」のより一層の推進に努めてまいります。

昨年、新しい農業基本法が制定され、農業を暮らしと命の安全と安心の礎として大きな役割を果たすものと位置づけ、農業の持続的な発展を基本理念の一つに掲げておりますが、農地の有する力、農村の魅力をもっと掘り下げ、景観も含めて農業のよさ、農地の力を発揮させ、農業者が自信と誇りを持てる農業を推進してまいりたいと考えております。

諸般の事業を具現化するための平成 12 年度予算について申し上げます。

最近の我が国の経済状況は、民間の回復力がいまだ弱く、厳しい状況を脱していないものの、国の景気対策により、金融再編成の進捗、産業競争力の強化、企業体質の改善などが図られ、平成 11 年度の国内総生産の実質成長率が 0.6% のプラスに転じる見込みであるなど、緩やかながら回復の兆しが見えてきている状況にあ

ります。

このような景気動向を踏まえるとともに、本市の中・長期的な財政運営を視野に入れた上での財政の健全化維持を基調としつつ、第4次振興計画並びにその実施計画にのっとり、重要課題への効率的・重点的配分を行い、国の示した

地方財政計画を指針としながら、国庫補助制度、有利な地方債などの弾力的かつ有効活用を図り、第4次振興計画の「自然と環境に調和する、美しい交流拠点都市」を目指し、四つの核の構築と、それらを結ぶ都市軸の形成、快適環境の創造に配慮し、環境整備事業、教育文化、福祉関連予算の充実を盛り込んだ予算といたしました。

この結果、平成12年度の当初予算は、一般会計において146億4,000万円で、対前年比2.7%の増となります。また、特別会計と企業会計を加えた総予算額は321億5,961万1,000円で、対前年比13.3%の増となるものであります。

続きまして、施策の概要について、第4次振興計画の施策の大綱ごとに申し上げます。

最初、「多種多様な交流拠点づくり」について申し上げます。

本市が交流の拠点となるためには、寒河江市の地域特性に立脚した個性ある都市基盤の整備が必要であり、今年度も引き続き積極的に対応してまいります。

国・県道の整備について申し上げます。

地域の経済、文化の発展に重要な役割を果たしている国道の整備促進は、主要都市間を結ぶ幹線道路の整備を図る上でも必要不可欠であります。

本市都市軸の根幹を成す国道112号につきましては、昨年白岩バイパスが完成し、道路交通機能の格段の向上が図られました。寒河江バイパスについては、渋滞の解消を図るため、4車線工事が進められており、この3月には、下高屋入口～主要地方道天童大江線区間の約2キロメートルが完成いたしますが、引き続き長崎大橋からチェリーランドまでの整備促進を要望し、円滑な交通機能の確保を目指してまいります。

また、国道458号につきましては、幸生～大蔵村肘折の未改良区間と中郷～左沢間の最上橋の整備促進を引き続き要望してまいります。

県道の整備であります。慈恩寺への重要なアクセス道路となる日和田松川線の慈恩寺バイパスにつきましては、順調に工事が進められており、12年度の完成を目指してまいります。

また、田代白岩線の留場バイパスにつきましては、引き続き整備促進を要望していくとともに、白岩バイパスまでの延伸と、田代地内の未改良区間の整備について早期着手を働きかけてまいります。

さらに、主要地方道寒河江西川線と一般県道元町高屋線との交差点改良についても、整備促進を要望してまいります。

寒河江駅前土地区画整理事業は、本市中心市街地の顔の再生と、交流拠点にふさわしい魅力ある市街地の形成を図るため、百年の大計に立って最も重要な事業と位置づけ、推進しております。

本年度は、駅前広場の築造に取り組むとともに、JR施設の補償業務及び自由通路の詳細設計に取り組んでまいります。また、地区住民等の合意形成を図りつつ、詳細な土地利用規制を行う地区計画を策定し、潤いのある美しい景観のまちづくりの実現と商業施設等の誘導を図ってまいります。さらに、建物移転を計画的に進めるとともに、引き続き仮換地の指定を行ってまいります。

市勢発展を望む上で少子化時代にあっても人口の増を期待しなければなりません。そのためには、良質な居住空間の供給など定住環境の整備が不可欠であります。そこで、組合施行で土地区画整理事業を行おうとしている西根・下釜地区において、本年度は、事業区域の設定や現況測量など組合設立に向けた準備に取り組んでまいります。また、白岩金谷地区、日和田、横道地区においては、土地開発公社の活用を図り、快適な居住環境の宅地造成を進めてまいります。

さらに、近年の市街化区域の拡大にこたえ、魅力ある市街地を形成するため、都市計画区域の拡大に取り組むとともに、用途地域や都市計画道路の見直しなどを行ってまいります。

次に、都市計画道路の整備であります。本年度は、市施行の山西米沢線緑町地内と緑町米沢線緑町地内を完成させ、本市の内環状道路の機能充実と工業団地内のアクセス機能充実を図ってまいります。また、山西鶴田線についても、引き続き整備を進めてまいります。

県施行の柴橋日田線につきましては、JR左沢の跨線橋の上部工事の着手など、事業促進を要望してまいります。さらに、上町地内から六供町までの区間についても、地元の事業促進の機運が高いことから、早期事業化を要望してまいります。

次に、市道の整備であります。交流拠点であるチェリークア・パークへのアクセス道路については、これまで計画的に整備を進めており、本年度は柴橋平塩線を完成させていくほか、駅南高瀬山線を中心市街地とチェリークア・パークをダイレクトに結ぶ重要幹線と位置づけ、工事に着手するとともに、既設歩道の段差解消工事を実施してまいります。さらに、これに接続する島落衣線についても事業着手するなど、緑化フェア開催を視野に入れた基盤整備を図ってまいります。

また、工業団地柴橋線、三泉堤防線及び浦小路高屋線横道地内の建設促進を初め、市民生活に密着した生活道路である市道の改良や側溝整備、舗装整備、交通安全施設整備など、安全快適な道路交通網の整備に努めてまいります。

せせらぎと花が織りなす潤いある都市環境の整備について申し上げます。

「第19回全国都市緑化やまがたフェア」につきましては、基本計画が策定されたところでありますが、本年度は、実施体制である「都市緑化やまがたフェア実行委員会」を設立し、本格的に取り組んでまいります。本市においても、「寒河江市推進委員会(仮称)」を設立し、花の植栽やPRなど啓蒙活動を行ってまいります。

本市を花のまちとしてイメージさせるまでになった市民手づくりのフラワーロードにつきまして、今年度から八咫、高松地区約1キロメートルにつきましても、フラワーロード推進協議会に加入していただき、延長してまいります。また、引き続き街路樹の植栽ますやロータリーへ花を植栽し、美しいまちづくりを進めるとともに、長岡山のつつじ園やワイルドフラワー園など、市民が花に親しむ憩いの場の提供に努めてまいります。

本市は、せせらぎ宣言のまちとして、生活に潤いをもたらす水辺空間の整備に積極的に取り組んでいるところであります。二の堰親水公園につきまして環境整備を図るとともに、市街地までの下流部について、二ノ堰第2地区水環境整備事業により、引き続きポケットパーク等の整備を進めてまいります。

農業用水路の持つ多面的機能の増進と用水の安全確保を図るため、市街地内の幹線用水路の整備に取り組んでまいります。また、寒河江川桜づつみモデル事業について、桜回廊を延伸し、潤いの川づくりを推進してまいります。

第2に、「情報に強い魅力ある産業の創造」について申し上げます。

農業の振興について申し上げます。

新しい農業基本法である「食料・農業・農村基本法」の制定に伴い、多くの基本的政策が見直されてきており、農業は大きな変革期を迎えています。本市におきましては、国、県に歩調を合わせた新たな施策に取り組むとともに、引き続き地域特性に立脚した実益の上がる農業施策を展開してまいります。

本市では、これまで農業構造改善事業等を活用し、ミニライスセンターや観光農業施設整備を推進してまいりましたが、これら施設の有効活用により、一層の大規模経営体の育成と観光農業の充実を図ってまいります。さらに、園芸銘柄産地育成事業等による施設化の推進と、果樹や野菜、花卉などの高収益作物の導入による農業経営の安定確立を図り、施設栽培と観光農業を組み合わせた寒河江型農業をより一層推進してまいります。

特に、本市において、まちづくりのシンボルと位置づけているさくらんぼについては、新たに市独自のさくらんぼ生産振興事業により、雨よけテント整備を支援するほか、加温ハウスや無加温ハウスなどの施設化を推

進し、気象条件に左右されない安定生産に努めるとともに、機械導入による作業の省力化に努めてまいります。

花卉については、これまで積極的に生産振興を図ってきたことにより、日本一となったバラのほか菊、ストック、トルコギキョウ、啓翁桜などの生産も盛んで、県内最大の花卉の産地となっております。花はさくらんぼと並び本市のイメージづくりに大きな役割を果たしていることから、より一層の生産拡大を図るとともに、本市独自のフラワーフェスティバルの開催や、JR東京駅の待ち合わせ場所である「銀の鈴」、「スクエアプラザ」に本市の花卉を展示する「さわやか花広場事業」に取り組み、「花のまち さがえ」を全国にアピールしてまいります。

米については、依然として需給ギャップが生じております。このため、今年度から新たに水田農業経営確立対策が実施されることになり、水田を中心とした土地利用型農業の活性化を図るため、米の計画的生産と水田における大豆等の本格的生産に取り組んでまいります。

本年度、本市においては 657 ヘクタールの水田で生産調整が実施されることになっておりますが、これまで同様に、生産調整は農業者みずからの取り組みを基本としながら、それが円滑かつ確実に実施されるよう、「地域とも補償事業」を支援してまいります。

中山間地域の農地は、国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成など多面的なすばらしい機能を有しております。そこで、中山間地域における耕作放棄を防止し、多面的機能を確保するため直接支払い事業を実施し、中山間地域において適切な農業生産活動が維持されるよう支援してまいります。

また、平成 9 年度から取り組んでいる中山間地域活性化推進事業についても、引き続き「農林業等活性化基盤整備計画」による基金を活用し、新規作物の導入や農業担い手の育成を図るための事業を支援してまいります。

さらに、牧歌的な風景を求めて年々訪れる人がふえている葉山高原牧場について、引き続き公共牧場機能強化事業に取り組み、牧場の有効利用による畜産振興を図るとともに、市民の憩いの場を提供してまいります。

土地基盤整備事業について申し上げます。

寒河江川下流地区国営かんがい排水事業について、昨年度に引き続き高松堰幹線と昭和堰頭首工、昭和堰幹線の整備が継続され、用水の安定供給と潤いのある水辺空間の創出が進展いたします。

県営土地改良事業については、長峰地区及び寒河江中央地区、寒河江中央第 2 期地区の農免農道整備事業、ため池等整備事業、三泉地区の寒河江地区ふるさと農業緊急整備事業、新田堰地区及び留場地区の中山間地域総合農地防災事業などを推進してまいります。

さらに、中山間地域の農業・農村の活性化と農業振興を図るため、昨年度に実施計画を策定した葉山の里地区中山間地域総合整備事業に着手するなど、地域の農業振興と活性化に努めてまいります。

林道整備については、平野山といこいの森の総合的な利活用を促進するため、引き続き平野山線の整備を推進するとともに、岩木田代線の舗装整備に取り組んでまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

我が国経済は、緩やかな改善が続いているというものの、依然として個人消費や設備投資などは低水準のまま推移している状態にあります。

本市においても、市内企業 200 社を対象とした「業況調査」では、2 年ぶりに回復を示す数値を示したものの、なお低い水準にあることには変わりなく、依然厳しい状態にあると認識しております。

こうした状況を受けて、本市では、これまで国の緊急経済対策で創設された中小企業金融安定化特別保証制度や、県の緊急経営安定保証制度の積極的な運用を図り、企業の経営安定化と経営基盤の充実に取り組んでおります。

今年度も、現下の最大の懸案である景気回復のための中小企業金融安定化対策などに取り組むほか、市中小企業振興資金融資制度の積極的な運用による金融円滑化事業、企業経営研修や経営診断指導事業、技術交流プ

ラザを拠点とした中小企業人材育成事業などに取り組んでまいります。

本市の商業については、開店や出店表明が相次ぎ活況を呈しておりますが、他市同様、商業施設の集積が郊外に偏りがちで、中心市街地の商業機能の相対的な低下を招いております。

このため、中心市街地の活性化を図るため策定した「寒河江市中心市街地活性化基本計画」に基づき、拠点駐車場である本町駐車場を設置したところであり、本年は、寒河江ショッピングセンタービルについて、中心市街地の活性化拠点施設として、公共の活用も含め最も有効に活用されるよう整備してまいります。さらに、駅前土地区画整理事業や都市計画道路整備事業の推進とあわせて、商店街等の活性化事業を支援するほか、市街地の商店街活動や青年層経営者の活動の支援、経営者の研修など、商業機能の強化施策を展開し、中心市街地の商業活性化を図ってまいります。

工業基盤の整備については、これまで本市の産業経済の基盤確立と若者の定住を目指し、寒河江中央工業団地の整備と優良企業の誘致を積極的に実施してきております。

全国的に企業の設備投資意欲が低迷しておりますが、本年度も、市民の雇用の場の確保を図るため、企業誘致をさらに強力に展開してまいります。

次に、観光物産の振興について申し上げます。

長らく不況や雇用情勢の悪化の影響を受けて、国内の著名な観光地は入り込み客数の大幅な減少に悩んでいますが、長期的に見れば、余暇時間の増加、高速交通網の拡充、健康な高齢者の増加などを背景に観光の需要は高まることが想定されます。

本市においては、観光を地域活性化につながる重要な産業と位置づけ、「日本一さくらんぼの里」としての個性的なまちづくりと、情報発信による地域イメージの明確化に努めるとともに、高速交通網の整備進展にいち早く対応し、観光拠点施設チェリーランドの開設、さらには滞在型観光拠点施設チェリークア・パークの整備と、着実に観光基盤施設の整備に取り組んでまいりました。

本年度は、山形自動車道の延伸効果により入り込み客の確実な増加が見込まれ、引き続きさくらんぼをイメージリーダーとして、周年観光農業やチェリーランド、慈恩寺、寒河江温泉などへの誘客をルート化による周遊性を高めながら進めていくとともに、最上川舟運がもたらした享保雛などを活用したひな祭りや、JRなどとともに進める「小さな旅」、二ノ堰、寒河江城址など市街地観光の積極的な取り組みを行い、特色ある観光地づくりに努め、激化する地域間競争や観光客の価値観の変化、多様化に対応してまいります。

さらに、県を挙げ、JR 6社との共同で行う「ディスティネーション・キャンペーン」に参加し、全国に向けた誘客宣伝活動を展開してまいります。

祭りやイベントの実施は、市民意識の高揚や一体感の醸成に大きな役割を果たすとともに、観光誘客、観光宣伝の上でも極めて有効であることから、引き続き地域特性に根ざした多様な祭りやイベントを展開してまいります。

チェリークア・パーク事業については、国、県、道路公団、民間、市が一体となって、寒河江SA地域拠点整備事業として取り組みを行っており、市では、周辺のアkses道路の整備やライフラインの整備を進めてまいりました。

昨年秋には、全国初の第三セクターによる運営となる寒河江サービスエリアがオープンしたところであり、民活エリアについては、さがえ西村山農協が総合交流ターミナル施設整備に着手しております。他の事業者においても、平成12年度から平成13年度にかけ、おのおの着工の予定であり、全体としては、平成14年度の「全国都市緑化フェア」に向け整備が進められるものと思っております。

水辺プラザ整備事業につきましても、昨年より階段護岸の整備や遊歩道の整備など、河川空間の環境整備が進められており、本年度完成の予定となっております。

さらに、最上川ふるさと総合公園が「全国都市緑化フェア」の主会場に決定されて以来、公園整備に拍車が

かけられてきており、本年度には、イベント広場やフラワーガーデンとともに、公園駐車場のオープンが予定されるなど、より一層の整備促進が図られるものと考えております。

第3に、「やさしさあふれる高福祉社会の形成」について申し上げます。

急速に進展する高齢社会が到来した現在、市民一人ひとりが自分の住みなれたところで、生涯を通じて生きがいと尊厳を持って安心して暮らせる社会環境づくりが重要となっております。

本市におきましては、ハートフルセンターを拠点に、保健・福祉・医療が三位一体となった「寒河江型ケアシステム」を構築し、健康づくりから疾病の予防、リハビリ訓練、さらには在宅サービスに至るまでの一貫したサービス提供に努めてまいりましたが、この「寒河江型ケアシステム」を発展させ、自立した暮らしを総合的に支援、推進していく「寒河江型ライフサポートシステム」を確立するため、生きがいや生活の支援サービスの充実を図り、より一層ハートフルなまちづくりを推進していきます。

本年度は、4月から介護保険制度が導入され、社会保障制度に新たな分野が切り開かれる節目の年であります。そこで、利用者の立場に立ったサービス基盤の整備、介護保険給付を補完する市の独自サービスの充実などを図り、介護保険制度の円滑な推進に取り組んでまいります。

特に、介護保険事業の運営に当たっては、介護保険運営協議会を設置し、被保険者などの意見を反映するよう努めるほか、市民の在宅介護に関する相談窓口となる在宅介護支援センターを4カ所配置するとともに、総合調整機能を担う基幹型在宅介護支援センターをハートフルセンターに設置し、いつでも相談に応じられる体制を整えてまいります。

また、要介護者が安心して介護支援を受けられるよう、市内にある社会福祉法人などへの指導とともに、多様な介護保険サービス提供事業主体の参入を図り、より質の高いサービスを提供できる環境づくりに努めてまいります。

現在、本楯地区に建設中であり、老人保健施設「寒河江やすらぎの里」の開所により、本市のサービス提供基盤は、施設、在宅の両面にわたって飛躍的に充実するものと期待しておりますので、施設整備について、これを支援してまいります。

今後、高齢者が安心して暮らせる生活の支援、高齢者の生きがいづくりに対する重点的な取り組みが求められますので、本市独自の介護支援サービスの実施や外出支援事業、生きがい活動支援通所事業などを新規に実施するとともに、「高齢者ふれあいサロン」を設置し、高齢者の自主的な生きがいづくりと社会参加の促進を図ってまいります。

健康づくりについて申し上げます。

がん、脳卒中、心臓病などの生活習慣病の予防は、健康寿命を延ばしていくことや疾病の予防、介護予防の上で今後ますます重要な課題となります。

このため、本年度は、年の節目となる方々への受診勧奨を実施するなど、がん検診、人間ドック、骨粗鬆症検診などの受診率の向上に努めて、市民の健康チェック機能の充実を図ってまいります。また、今年度から幼児を対象としたブラッシング指導、食生活指導とあわせ、新たにフッ素塗布を実施し、健康な歯の基礎づくりを行ってまいります。

さらに、新たに幼児の肥満を対象とした「肥満予防教室」を実施するほか、健康教室や栄養指導、訪問指導活動を通して、健康を守るための生活習慣の普及啓発に努めてまいります。

今後とも市民の健康チェック機能の充実に努め、「運動・栄養・休養」のバランスのとれた健康づくりを支援し、市民一人ひとりの健康づくりに対する意識が涵養され、それが地域ぐるみの活動になるよう推進してまいります。

市立病院につきましては、これまでも地域の中核医療機関として施設整備やMRI、ヘリカルCTなどの高度医療機器等の導入を行い、機能の充実と良質な医療の供給に努めてまいりました。

本年度も、乳がんの早期発見を目的とした、乳房エックス線撮影装置の新規導入など、より高度な医療の提供と患者サービスの向上を通じ、多様化する医療ニーズに的確に対応してまいります。また、4月からの介護保険サービスでは、訪問リハビリ、訪問看護を引き続き行うとともに、市民向け介護教室や糖尿病教室の開催など、地域に開かれた保健事業を進めてまいります。

近年、医療を取り巻く環境は年々厳しさを増しておりますが、病院経営基盤の健全化に努め、市民がいつでも、だれでも安心して受診できる、「親しみやすく、明るい親切な病院」づくりに一層努力してまいります。

子育て支援対策として、国の少子化対策臨時特例交付金を活用した少子化対策子育て支援事業により、市内にある私立幼稚園や民間保育園の施設や遊具等の整備を引き続き支援するとともに、本市の保育所施設等の充実を図り、市全体の就学前子育て支援施設の環境整備に努めてまいります。

また、「寒河江子どもプラン」に基づき、市立保育所における延長保育の拡大や障害児保育の充実を図っていくとともに、無認可保育園の運営補助や放課後学童クラブの支援、短期的に子育てできない親の子育て支援事業を充実するなど、地域の子育て機能の向上を図ってまいります。

次に、「さくらんぼ共生園」についてであります。

新設される「さくらんぼ共生園」は、これまで建設用地の選定も含めて積極的に支援してきたところでありますが、国際ライオンズ財団の支援を受けて建設している多目的ホール棟との複合的な活用により、知的障害者の生活支援や社会参加の促進が飛躍的に高まることが期待されます。本年度は、国、県の補助を受けて建設する知的障害者通所更生施設整備を支援してまいります。

第4に、「心なごむ生活環境の形成」について申し上げます。

グラウンドワークの推進について申し上げます。

本市においては、「市民参加による麗しい快適環境づくり」を目的に、グラウンドワークを推進しておりますが、田沢川のホタルの養殖地づくりや美原町の公園づくり、また、市民と企業のパートナーシップによる「水辺の夜会」や「花いっぱいコンサート」の開催など、市内各所でグラウンドワークの取り組みが行われ、「自分のまちは自分でつくる」という機運が高まりを見せております。

また昨年、市民による「寒河江グラウンドワーク研究会」が組織され、その活動に注目しているところであります。

本年度も、南新町や新山地区の公園づくりなど、市民の活動を積極的に支援し、寒河江の人のパワー、市民力によるまちづくりを推進してまいります。

花と緑、せせらぎのまちづくりについては、これまでフラワーロードや中央通りのフラワーポットの設置など、公的空間を利用した花の植栽や緑化を図り、あわせて「花・緑・せせらぎニュース」や「美しい景観づくりの集い」などによる意識啓発を図ってまいりました。その結果、市民の中に花と緑を愛する意識がすっかり定着し、一般家庭においても、花の飾りつけが随分と多く見受けられるなど、「美しいまち寒河江」がさらに美しくなっていると感じられます。

本年度も、こういった市民の花や緑・せせらぎに対する意識のさらなる高揚を図っていくとともに、平成14年度の「全国都市緑化フェア」の開催の雰囲気盛り上げるため、積極的な取り組みを展開してまいります。

廃棄物処理対策につきましては、「ごみ処理基本計画」に基づき、効率的な収集運搬を行うとともに、容器包装リサイクル法の完全施行に伴う新たな分別収集の細分化に向けた取り組みを実施してまいります。

また、ごみの減量化と再資源化を積極的に推進するため、分別有料化の成果を踏まえ、家庭や事業所との連携のもと、適正かつ効率的な分別収集に努めるとともに、生ごみ処理機等の購入や集団資源回収に対する支援を行うなど、循環型社会に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、主要排水路の堆積物処理及び通年通水により生活雑排水による水質汚濁の軽減を図るとともに、合

併処理浄化槽の普及推進により公共用水域の水質保全に努め、公衆衛生の向上を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、交通弱者を重点に、交通安全教育の強化に努めるとともに、生涯を通じた交通安全教育の体系化を図り、市民と一体となった交通事故の防止対策事業を展開してまいります。特に、高齢者と子供のとうとい人命を交通事故から守るために、高齢者交通安全教室、交通安全ジュニアサミットなどを開催するなど、きめ細かな事故防止対策を実施してまいります。

消防防災対策につきましては、耐震性防火水槽や軽積載車の計画的な配備を進めるとともに、急傾斜地崩壊防止対策やがけ地近接危険住宅移転事業を引き続き実施いたします。また、総合的な防災対策の基本となる地域防災計画を策定するほか、市独自の地域防災訓練を行うなど、災害に強い安全なまちづくりと市民の防災意識の高揚に努めてまいります。

下水道の整備について申し上げます。

下水道は、快適な生活環境を確保する上で、また、公共用水域の水質保全を図り、良好な水環境をつくるために必要不可欠な施設であり、その整備については、全市において強く求められております。

本市においては、「寒河江市生活排水処理施設整備計画」に基づき、全市下水道化を目指して計画的に整備を進めており、本年度は、仲田、緑町、石持、日田地内の幹線整備と仲谷地、高田、新山、日田地内の面整備、そして、特定環境保全公共下水道で事業を進めている三泉地区の早期供用開始に向け、幹線、枝線の工事を実施してまいります。

さらに、仲田、緑町地内の洪水対策として、雨水管渠整備を引き続き実施するとともに、処理場建設については、汚水量の増大に伴う水処理設備増設工事及び汚水ポンプ設備増設工事を実施し、適正な水処理に努めてまいります。

水道は、市民の健康で文化的な生活や経済活動を支える重要な基盤施設であることから、安全で安定した水道水の供給が強く求められております。

このため、水道管路近代化推進事業による石綿セメント管更新事業の完了を目指すとともに、下水道工事等に連携する配水管網の整備、強化を一層図ってまいります。

また、自己水源の保全確保と水道施設の適切な維持管理に努めながら、水道事業の健全経営を促進し、市民サービスの向上に努めてまいります。

第5に、「新しい世紀を切り拓く人づくり」^{じだい}について申し上げます。

本市では、教育目標を「心広く個性豊かで郷土を愛し、たくましく 21 世紀に生きる人間の育成」と定め、家庭や地域、各教育機関との連携を図りながら、教育環境の整備など市民の生涯にわたる学習活動を積極的に支援しているところであります。

学校教育について申し上げます。

本市は、「感性豊かで 自ら学び たくましく生きる児童生徒の育成」を学校教育の目標として掲げ、豊かな心とみずから学び、みずから考える力を持つ人間の育成を目指しながら、感性教育、情報教育、外国語指導助手を配置しての国際理解教育、特色ある学校づくりの推進などに重点的に取り組んでまいります。

平成 14 年度からの完全学校週 5 日制への移行と新教育課程の完全実施に向けて、各学校に対して趣旨徹底を図り、さらに、それをより具体的な形で研究推進していくために、教育研究所の各部会で研究を深めてまいります。これらの研究成果を学校教育に生かすことによって、みずから学び、みずから考え、主体的に行動するとともに、感性あふれ、心豊かで心身ともに健康な「生きる力」に満ちた児童生徒の育成が図られるものと考えております。

また、関係機関との連携を図りながら、子供たちの教育について市民参加型の集いを計画し、学校教育を支える家庭、地域社会との関係も密にしながら、子供の健全育成を推進してまいります。

醍醐小学校改築事業について、今年度は、用地の地質調査と基本設計を実施してまいりますが、その基本設計に当たっては、特別教室などの地域開放をも念頭に置いた「地域に融け込む施設づくり」、バリアフリーや温かな木の素材を生かした「子供にやさしい環境づくり」、そして、トイレや散水への中水利用など、「エコスクール」を目指したものを検討してまいります。

既設校につきましても、安全で快適な施設整備を推進し、ゆとりある教育環境の創出に力を注いでまいります。

生涯学習の推進について申し上げます。

市民一人ひとりが生涯にわたって明るく、楽しく学び、生きがいを持って元気に地域社会の中で自己実現を図っていくことが生涯学習であり、その学習成果を生かすことが、活力あるまちづくりにつながっていきます。

昨年度から「生涯学習まちづくり出前講座」をスタートさせ、市民の団体、サークルが企画した事業に職員が講師として出向き、学習機会の提供に努めてまいりましたが、講座の内容は「介護保険制度」、「ごみ問題」などに要望が集中し、身近でタイムリーな行政課題に対する市民の関心の高さを感じたところであります。

本年度も、市民の積極的活用を呼びかけ、市民のニーズにこたえつつ、市民とともにまちづくりを考えるなど、市民参加の市政運営に努めてまいります。

昨年6月に男女共同参画社会基本法が施行されたことに伴い、国及び県の動向を見ながら、基本計画の策定など男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

市立図書館は、多くの市民に親しまれ、生涯学習の拠点施設として機能を十分に発揮しております。

本年は、国際子ども図書館の開館を記念した「子ども読書年」であり、国を挙げて子どもの読書活動を支援することにしております。本市におきましても、「図書館子どもまつり」など、図書に親しむ機会づくりの充実を図り、子供のころから本に親しむ環境整備に努めてまいります。また、昨年度から取り組んでいる「子ども放送局」についても事業を継続し、映像を通じた「心の教育」を実施してまいります。

一般利用者に対しては、「第2回さがえ図書館フェア」を開催し、日常生活に役立つ図書館を広く市民にアピールするとともに、「ブックテーマコーナー」を数多く開催し、そのときどきの話題に合わせた図書館資料の展示と貸し出しを行うなど、生活文化の情報発信基地として、生活に密着した情報を提供してまいります。

市民の芸術文化活動に関心が深まっている今日、質の高い、すぐれた芸術文化に触れる機会を持つことは、生活の質を高め、新たな文化を創造する力を生み出すもとなりになります。

本年度は、由紀さおり・安田祥子による童謡コンサートや、劇団四季によるファミリーミュージカルを実施するほか、好評を得ている名刹慈恩寺における「野外演奏会」や子供の感性を豊かにする幼児演劇教室「ジャックと豆の木」などを実施し、すぐれた芸術文化鑑賞の機会を多く提供してまいります。

昨年、日和田弥重郎花笠田植踊保存会が、姉妹都市の安東市で国際マスク・ダンスフェスティバルに参加して好評を得ましたが、本年度は、安東市の民俗芸能団体が本市において公演を予定しており、姉妹都市交流をより深めるとともに、歴史ある韓国芸能文化を理解するよい機会と考えております。

また、社会人音楽祭や芸術文化団体等の活動発表会場の提供、各団体が主催する鑑賞活動を支援するなど、「市民参加型」の芸術文化の創造を支援し、本市の芸術文化がさらに発展するよう努めてまいります。

文化財の保護については、本年度も、県指定文化財「旧西村山郡会議事堂」の外壁塗装工事を実施するとともに、慈恩寺の県指定文化財「木造如来坐像及両脇侍像」の修理を支援いたします。また、市道改良事業に伴う高瀬山遺跡の発掘調査を実施するとともに、旧石器時代遺跡である金谷原遺跡の範囲確認調査を引き続き実施してまいります。

スポーツの振興について申し上げます。

市民が生涯にわたりスポーツに親しむことは、健康保持と体力増進が図られるだけでなく、明るく、豊かで活力に満ちた社会の形成につながるものであります。このため、地域に根差した継続的な活動のできる指導体

制の一層の充実を図るとともに、「ニュースポーツ出前教室」、「スポーツ面白講座」の開催を通じて生涯スポーツの定着を推進してまいります。

さらに、本年度は、良好な施設状態の中で市民が利用できるよう、テニスコートの改修など体育施設の整備を行い、ソフト、ハードの両面からスポーツの普及振興に努めてまいります。

さて、昨年度は、本市のスポーツ界にとってうれしいニュースが相次いだ年でありました。第12回スポーツ・レクリエーション祭「スポレクやまがた 99」は、大きな触れ合いの輪とさわやかな感動を残して大成功のうちに終了することができました。全国から訪れた選手、役員の皆さんから「花と緑にあふれた寒河江に来てよかった」という声が至るところで聞こえ、「美しい交流拠点都市」から多くの情報を発信できたと思っ

ているところであります。また、寒河江高等学校の白田亜弓選手が、日本水泳選手権大会女子 200メートル平泳ぎで見事3位に入賞したのを初め、数々の大会で大活躍されました。白田選手の活躍は、私たちのスポーツに対する意識の高揚をもたらすとともに、郷土の誇りとして明るい話題を提供し、スポーツの振興にも大きな意義を持つものであります。今後も、白田亜弓選手の健闘を市民の皆さんと一緒に見守り続けてまいりたいと思っております。

第6に、「参加・交流・創造による小さな世界都市の創造」について申し上げます。

国際化の推進について申し上げます。

昨年、姉妹都市ギレスン市のあるトルコや台湾が大地震に見舞われました。この災害に対しまして、市民の皆様を初め各種団体、町内会、小学校児童会、中学校生徒会、高等学校生徒会など、たくさんの皆様から多くの義援金をいただき、この場で改めて御協力に感謝申し上げます。

さて、本市においては、姉妹都市交流を初め各団体や個人での交流など、市民主導の国際交流も活発に行われており、国際化の波は近年著しく進展しております。

昨年は、駐日トルコ大使によるまちづくり視察や安東国際マスク・ダンスフェスティバルへの本市芸能団体の参加、ハンガリーからの「さくらんぼ交流団」の訪問、市柔道連盟のハンガリー合宿など、さまざまな国際交流事業が積極的に行われました。本年度も、安東市の仮面劇団寒河江公演や、トルコの国立交響楽団寒河江公演などを開催するなど国際交流事業を実施し、市民の各層、各分野における国際化に対応したまちづくりを進めてまいります。

国際化に対応した人材育成といたしまして、本年度から、外国語指導助手を配置するとともに、引き続き国際交流事業補助金による外国語教室への助成など、外国人との触れ合いの場をつくり、相互理解の醸成と国際性の涵養に努めてまいります。

在住外国人の数は年々増加しており、特に国際結婚による外国人女性が増加しております。そこで、関係各課から成る国際結婚定住者支援庁内連絡会議において、身近な生活の支援のため情報交換会を開催し、暮らしのガイドブック作成を行うなど、外国人を優しく迎えらるるようなまちづくりを進めてまいります。

ボランティアやNPO活動の推進については、平成10年度に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、本市においても二つの団体が法人格を取得し、積極的な活動を行っております。

今後ともボランティアセンターを拠点に市民へのボランティアに関する情報提供を行い、だれでも気軽に参加、活動できる環境づくりに努めてまいります。また、県などとともに、福祉、環境、国際協力、まちづくりなどさまざまな分野において活動している団体のネットワーク化を支援してまいります。

効率的な行財政運営について申し上げます。

今日、地方を取り巻く財政状況はかつてない厳しい状況となっており、このような状況の中で財政の健全化を維持するため、本市では「寒河江市行政改革大綱」を平成8年度に策定し、これをより一層計画的に推進するため、平成10年度から大綱の実施計画に基づき行政改革に取り組んでいるところであります。

本年度も、市民の皆様の理解を得ながら引き続き行財政改革を推進していくとともに、経費全般の節減合理

化と将来の財政運営を考慮しつつ、「自然と環境に調和する、美しい交流拠点都市」の実現に向け、これまで以上に重点的かつ効率的な事業の展開に努めてまいります。

地方分権の推進につきましては、本年4月から施行される地方分権一括法による事務移譲や県から市町村への事務移譲により、生活に密接にかかわる事務がより多く市町村で行われることとなります。このようなことから、市民の皆様の行政に対するニーズに瞬時におこたえできるように、住民本位の行政を積極的に推進してまいります。

昨年、住民基本台帳法が改正され、国において住民基本台帳ネットワークの整備に取り組むことになっております。本市におきましても、国、県におけるネットワーク整備に連動した事務を実施していくこととなりますが、今後とも窓口業務の改善に努め、効率的できめ細かな行政サービスの提供を図ってまいります。

本年度は5年に1度の国勢調査が行われます。国勢調査は、種々の行政課題に取り組む上での基礎となるデータを得るための重要な調査でありますので、個人情報の保護に十分留意しつつ、万全の態勢で臨んでまいります。

広報広聴活動につきましては、本市が取り組む各種施策等について広く市民に周知を図るため、より一層の充実に努めてまいります。特に、広報活動の中心をなす「市報さがえ」につきましては、常に「よりわかりやすく、親しみやすく」を心がけ、市民に信頼される広報紙づくりを目指してまいります。

また、広聴活動の一環として、昨年度から市庁舎を初め9カ所の市の施設に設置しております「市政ポスト」には、市民からの建設的な意見等が寄せられており、今後とも明るく住みやすいまちづくりを目指して市政ポストを活用してまいります。

このほか本市からの情報発信としては、市報を初めとする各種事業、情報などをインターネット上のホームページに掲載し、市内外を初め世界じゅうの人々に本市をPRしております。これには、開設以来、月に約1,000人の皆様にごらんいただいております。

以上、平成12年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の大要について申し上げましたが、21世紀の本市の輝かしい未来に向け、誠心誠意努力してまいりますので、議員各位と市民の皆様の御協力と御理解をお願い申し上げます。

以上です。

佐竹敬一議長 暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時40分
再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第 76、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、議第 4 号平成 11 年度寒河江市一般会計補正予算（第 6 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、次年度以降の財源調整を図るために、財政調整基金積立金を追加計上するほか、介護保険円滑導入基金積立金及び公債費負担の抑制のため高利率債の繰り上げ償還費等を計上するものであります。

その結果、2 億 4,063 万 1,000 円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 152 億 1,826 万 2,000 円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第 2 款総務費については、財政調整基金積立金を 1 億円、ふるさと創生基金積立金を 1,200 万円それぞれ追加計上するものであります。

第 3 款民生費については、介護予防拠点整備事業用備品購入費 175 万円、及び介護保険円滑導入基金積立金 3 億 153 万 4,000 円をそれぞれ計上するとともに、老人保健特別会計繰出金を 1,701 万 8,000 円追加計上するのが主なものであります。

第 4 款衛生費については、共立伝染病院組合整備負担金を 206 万 7,000 円追加計上するのが主なものであります。

第 6 款農林水産業費については、園芸銘柄産地育成事業費補助金を 9,174 万 5,000 円減額し、県営土地改良事業費の確定に伴い、県営事業費負担金を 2,668 万 6,000 円追加計上するのが主なものであります。

第 7 款商工費については、山形県信用保証協会保証料補給金を 320 万円追加計上し、地域総合整備資金貸付金を 2 億 2,700 万円減額するのが主なものであります。

第 8 款土木費については、公共下水道事業特別会計繰出金を 2,016 万 3,000 円、県営街路事業費の確定に伴い、柴橋日田線整備事業費負担金を 2,300 万円それぞれ減額するのが主なものであります。

第 9 款消防費については、西村山広域行政事務組合消防費分担金を 1,233 万 3,000 円、地域防災計画改訂業務委託料を 290 万円それぞれ減額するものであります。

第 10 款教育費については、介護予防拠点整備事業として、地区公民館の冷房設備等を整備するため 1,865 万円を計上するのが主なものであります。

第 12 款公債費については、高利率債の繰り上げ償還費として 2 億 328 万円を計上するのが主なものであります。

第 14 款予備費については、5,444 万 7,000 円を減額するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、地方特例交付金 1,811 万 2,000 円、基金繰入金 1 億 7,000 万円、市債 2 億 3,640 万円をそれぞれ減額し、市税 2 億 5,700 万円、地方交付税 1 億 3,669 万 1,000 円、国県支出金 2 億 4,425 万 9,000 円などを追加し、対応することにいたしました。

第 2 表地方債補正については、農林業基盤整備事業債外 2 事業債の限度額を変更するものであります。

第 3 表繰越明許費については、介護予防拠点整備事業、柴橋平塩線整備事業及び下釜地区土地区画整理事業について、年度内の工事完成等が不可能なために翌年度に繰り越すものであります。

次に、議第 5 号平成 11 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第 5 号）について御説明

申し上げます。

このたびの補正予算は、建物移転等の年度内完了が困難な状況となったために、所要額を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、議第6号平成11年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、年度末に当たり、公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算を精査、調整するとともに、工事費の一部について所要額を翌年度へ繰り越すものであります。

その結果、773万3,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ32億2,166万7,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、下水道高資本費対策として実施された高利率の起債の借りに伴う償還利子の不用額773万3,000円を減額するものであります。

歳入予算については、平成10年度消費税の確定申告に伴う還付金2,043万円を追加するとともに、下水道使用料を減額調整して、一般会計からの繰入金を2,016万3,000円減額するものであります。

第2表の繰越明許費については、公共下水道管渠布設工事及び処理場水処理施設増設工事の一部について年度内に完了することが不可能な状況にあるため、所要額を繰り越すものであります。

次に、議第7号平成11年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、高齢者の薬剤一部負担金に関する臨時特例措置に伴う老人保健医療費拠出金713万4,000円及び市立病院への保健事業等繰出金230万8,000円をそれぞれ追加し、さらに、保険給付費について過不足額の補正を行うものであります。

これら歳出予算に対する歳入は、国庫支出金713万4,000円、一般会計繰入金295万7,000円の追加で対応することとし、その結果、歳入歳出それぞれに1,009万1,000円の追加となり、予算総額は25億8,222万5,000円となるものであります。

次に、議第8号平成11年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、医療費の増高による不足額1億592万4,000円を追加計上するものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、支払基金交付金4,122万7,000円、国庫負担金3,616万3,000円、県支出金858万5,000円、一般会計繰入金1,701万8,000円などで対応するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ37億482万4,000円となるものであります。

次に、議第9号平成11年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、外来患者数の増加に伴う外来収益の追加、並びに診療材料費の追加や医療器械購入事業に対する国庫補助金を追加するなど、所要の補正を行うものであります。

以下、補正予算の大要について御説明申し上げます。

第2条は、業務の予定量について外来患者数を改めるものであります。

第3条については、収益的収入及び支出について、医業収益の外来収益を2,000万円追加し、医業費用の診療材料費を2,000万円追加するものであります。

第4条については、資本的収入及び支出について企業債を1,050万円減額し、国庫補助金を1,050万円追加するものであります。

第5条は、予定支出の各項の経費を流用することのできる金額を改め、第6条は、棚卸し資産の購入限度額を改めようとするものであります。

その結果、予算総額は、収益的収入及び支出について24億4,721万円となるものであります。

次に、議第 10 号平成 12 年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

最近の我が国の経済状況につきましては、金融システムに対する信頼の低下や、雇用不安などを背景として厳しい経済状況の中にあったわけであり、こうした状況から脱却するため、財政、税制、金融、法制のあらゆる分野の施策を総動員して、金融危機、経済不況の克服に取り組むとともに、さまざまな構造改革に努めてきた結果、民需の回復力がいまだ弱く、厳しい状況をなお脱していないものの、緩やかな改善を続けており、今後経済新生対策を初め必要な諸施策を推進することにより、平成 12 年度後半には民需中心の本格的回復軌道に乗ると見通されているところであります。

そうした中で、明年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が依然として低迷する一方で、公債費の累増が見込まれるほか、景気対策への取り組み、生活関連社会資本の整備、介護保険制度の実施を初めとする少子・高齢社会に向けた地域福祉施策の充実等に対処することが必要であることから、平成 11 年度に引き続き、大幅な財源不足が生じることとなったものであります。そのため、平成 12 年度の地方財政対策では、引き続き実施される恒久的な減税に伴う減収分については、平成 11 年度と同様の措置で減収分を補てんすることとし、また、通常収支に係る不足額については、交付税特別会計の借入れによる地方交付税の増額、さらに建設地方債の増発などによって財源不足を補てんすることになったものであります。

平成 12 年度の本市の一般会計予算は、以上のような地方財政対策を踏まえ、また、今後における中・長期的な財政運営を勘案しつつ、限られた財源の中で経費の一層の合理化、効率化、重点化に努め、市債や各種基金の弾力的かつ有効利用を図りながら、第 4 次振興計画の「自然と環境に調和する、美しい交流拠点都市」を目指し、四つの核の構築とそれらを結ぶ都市軸の形成、快適環境の創造に配慮し、環境整備事業、教育文化・福祉関連予算の充実を盛り込んだ予算といたしました。

その結果、平成 12 年度一般会計当初予算規模は 146 億 4,000 万円となり、平成 11 年度当初予算と比較して 2.7%の伸びになったものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

増減率につきましては、平成 11 年度当初予算対比で申し上げます。

歳入予算の第 1 款市税については、法人市民税において国税の法人税率引き下げの影響から大幅な減額となり、さらに、固定資産税においても評価がえの影響から減額が見込まれることとなったために 1.0%減の 47 億 9,665 万 8,000 円を計上いたしました。

第 3 款利子割交付金については、前年度に比較して 215.8%の大きな伸びになっておりますが、これは高利率の定額貯金が平成 12 年から 13 年にかけて大量に満期を迎え、近年にない高額の子所得が発生することによるものであります。

第 4 款地方消費税交付金については、平成 11 年度と同額の 4 億円を計上いたしました。

第 5 款特別地方消費税交付金については、特別地方消費税が平成 12 年 3 月 31 日で廃止されることになっておりますが、平成 12 年 3 月以降に申告納入された分が平成 12 年度に交付されることから 150 万円を見込み、計上いたしました。

第 7 款地方特例交付金については、恒久的な減税の補てん対策として平成 11 年度から創設されたものであります。1 億 2,960 万円を見込み、計上いたしました。

第 8 款地方交付税については、地方財政計画上では総額で前年度比 2.6%の伸びとなっておりますが、普通交付税の基準財政需要額において起債の元利償還額に係る事業費補正の伸びを見込み、さらに、特別交付税額のこれまでの実績を勘案して 5.7%伸びの 46 億 7,000 万円を計上いたしました。

第 10 款分担金及び負担金については、特別養護老人ホーム入所措置費等が介護保険制度に移行することにより、これらに係る負担金が減額となるため、38.5%減の 1 億 6,499 万 3,000 円を計上いたしました。

第 12 款国庫支出金については、分担金及び負担金と同様に、介護保険制度に移行する分の減額があり、

7.8%減の7億 4,028万 8,000円を計上いたしました。

第13款県支出金については、園芸銘柄産地育成事業費補助金の減額などにより、18.4%減の4億 2,707万 3,000円を計上いたしました。

第16款繰入金については、149.9%伸びの5億 6,527万 8,000円の計上となりましたが、その主なものは、財政調整基金より4億 8,000万円、減債基金より3,000万円、少子化対策基金より3,475万 7,000円などです。

第18款諸収入については、市中小企業振興資金貸付金収入及び落衣前区画整理精算金の減額などにより、25.1%減の4億 8,427万 3,000円を計上いたしました。

第19款市債については、13.6%伸びの16億 4,950万円の計上となりましたが、その内容は、土木債を初めとした投資的事業に係る分として12億 6,130万円、地域総合整備資金貸付事業債として2億円、市民税減税補てん債として5,000万円です。さらに、平成12年度において、公営企業金融公庫資金の臨時特例借りかえ債が創設されたために1億 3,820万円を計上しております。

次に、歳出について申し上げます。

地方行財政を取り巻く環境が極めて厳しい中、地方分権や市民ニーズの高度化、多様化などに適切に対処するためには、健全財政の維持と行政のスリム化、効率化を図らなければなりません。そのため、本市では、行政改革大綱の実施計画に基づき、平成10年度から3カ年にわたって行財政改革に全力で取り組んでいるところであり、平成12年度においても、市民の御理解を得ながら引き続き行財政改革を推進し、経費の徹底した節減、合理化を図って、都市基盤の整備や少子化・高齢化対策事業、教育文化関連事業の充実などに積極的に取り組むことといたしました。

性質別に申し上げますと、人件費については、退職人員の不補充や特別職の給与及び報酬改定の見送り、さらに、介護保険特別会計への移行などにより2.3%減の32億 7,754万 2,000円を計上いたしました。

物件費については、少子化・高齢化対策の充実や小・中学校のパソコン整備経費の増額などにより、6.2%伸びの16億 719万 8,000円を計上いたしました。

扶助費については、特別養護老人ホーム入所措置費などが介護保険制度に移行することにより、42.8%減の8億 126万 2,000円を計上いたしました。

補助費等については、5.4%伸びの16億 9,890万 2,000円の計上となりましたが、これは市単独補助金、交付金の削減を図ったものの、西村山広域行政事務組合分担金が大幅な増額となり、さらに、平成14年度に開催が決定した「全国都市緑化やまがたフェア」関連負担金が新たに必要となったためです。

投資的事業については、実施計画に基づき事業の適切な選択を行いつつ、市民生活環境の向上に直結する市道整備事業や街路整備事業に積極的に取り組むとともに、重要課題である中心市街地活性化事業などにも取り組むことといたしました。

主な事業といたしましては、民生費では、少子化対策事業として市立保育所及び民間幼稚園などの施設整備事業に2,860万 4,000円を計上いたしました。

衛生費では、新規事業として合併処理浄化槽設置補助事業に1,302万 6,000円を計上し、住環境の整備に取り組むことといたしました。

農林水産業では、継続事業の寒河江川下流地区地域用水機能増進事業に2,525万円、園芸銘柄産地育成事業に3,245万 4,000円を計上し、さらに、新規事業としてさくらんぼ生産振興事業に1,000万円、二ノ堰水環境整備事業に4,750万円を計上いたしました。

商工費では、本市の重要課題である中心市街地活性化事業として、寒河江ショッピングセンター建物用地取得事業に3億 7,700万円を計上いたしました。

土木費では、駅南高瀬山線を初めとした道路改良事業に4億 3,400万円、山西米沢線外2路線の街路整備

事業に4億5,700万円、街並み環境整備事業に1億3,700万円、さらに、市民生活環境整備事業として、側溝、舗装、用悪水路整備事業に1億4,000万円を計上いたしました。

教育費では、小・中学校施設整備事業に3,087万5,000円を計上し、さらに、市民テニスコート整備事業を初めとした体育館整備事業に8,470万円を計上いたしました。

その結果、投資的事業の総額は22億8,507万6,000円で、20.1%の伸びとなるものであります。

公債費については、9.8%伸びの20億5,507万2,000円の計上となりましたが、この中には公営企業金融公庫資金の臨時特例借りかえ債分として1億3,820万円が含まれております。

積立金については、1,048万2,000円の計上となりましたが、そのうち地域福祉基金積立金として1,000万円を計上しております。

貸付金については、23.6%減の5億6,435万8,000円の計上となりましたが、これは、市中小企業振興資金貸付金及び地域総合整備資金貸付金の減額によるものであります。

繰出金については、駅前中心市街地整備事業特別会計に5億6,579万9,000円、公共下水道事業特別会計に9億9,215万2,000円、国民健康保険特別会計に1億536万8,000円、老人保健特別会計に1億8,999万8,000円を計上し、さらに、本年4月に創設する介護保険特別会計に2億6,777万5,000円を計上したのが主なものであります。

第2表は、高齢者居室整備資金融資斡旋利子補給事業を初め6件の債務負担行為を設定するものであります。

第3表は、減税補てん債など16億4,950万円の地方債の限度額などを定めたものであります。また、短期融資を受け一時借入金の限度額を14億円に定めるとともに、給与費支出の際における流用可能の事項についても、あらかじめ議決を経ておこうとするものであります。

次に、議第11号平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。

駅前中心市街地整備事業は、寒河江市の顔として、個性ある潤いと活力に満ちた中心市街地の形成のため、都市整備を進めております。平成12年度につきましては、仮換地の指定に伴う建物移転を計画的に進めるとともに、駅前広場の整備工事を初めとする本格的な工事を行い、事業の推進を図ってまいります。

これに伴う平成12年度歳入歳出予算総額は、それぞれ23億150万円となるものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、第1款の市街地整備費については、駅前広場、丑町橋、本町駅前線など整備工事請負費に2億3,139万6,000円、土地開発公社からの買い戻しによる公共施設充当用地取得費及びJR駅舎を含む建物等地区内移転補償費として18億9,305万円、自由通路詳細設計業務委託料などに2,872万5,000円のほか、事務費等を合わせて22億2,240万3,000円を計上いたしました。

第2款公債費については、市債の償還金7,859万7,000円を計上し、第3款については、予備費として50万円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、土地区画整理事業費国庫支出金4億5,120万円、県支出金として公共施設管理者負担金及び橋梁工事負担金1,470万円、一般会計繰入金5億6,579万9,000円を計上したほか、公共団体施行土地区画整理事業に対する県道路整備負担金等300万1,000円、市債12億6,680万円を計上いたしました。

次に、議第12号平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

下水道は、良好な環境の基盤として、また豊かさを実感できる住みよいまちづくりのための都市施設として、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善のため、より充実した整備促進が望まれているところであります。

全市の生活排水については、健康で快適な市民生活の確保のため、生活排水処理施設整備計画に基づき効率的な整備を行っているところであり、これまでの建設投資事業による起債の元利償還金の増嵩など厳しい財政状況下にあります。普及率、水洗化率のさらなる向上を目指し、事業内容の精査及び諸経費のより一層の節

減に努め、予算編成をいたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 28 億 9,690 万円となるものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算については、建設総務費に 1 億 2,384 万 9,000 円を計上いたしました。これは、職員の人件費、及び排水設備等設置改造資金利子補給金など義務的経費に対する所要額を見込んだものであります。

公共下水道管渠建設費は 8 億 600 万 5,000 円で、公共下水道事業の汚水・雨水管渠工事費等及びこれらに関連する事務費を見込んだものであります。

このうち補助事業は、工事費等 3 億 3,171 万 1,000 円と、建設総務費に計上している事務費の人件費 828 万 9,000 円を加え、3 億 4,000 万円を見込んだものであります。

また、単独事業は、末端管渠工事費など 4 億 2,859 万 4,000 円と、事務費の人件費 2,140 万 6,000 円を加え、4 億 5,000 万円としました。

特定環境保全公共下水道管渠建設費は 3 億 2,522 万 9,000 円で、特定環境保全公共下水道事業の汚水管渠工事費等及びこれらに関連する事務費を見込んだものであります。

このうち補助事業は、工事費など 2 億 2,922 万 8,000 円と、建設総務費に計上している事務費の人件費 677 万 2,000 円を加え、2 億 3,600 万円を見込んだものであります。

また、単独事業は、工事費など 9,580 万 1,000 円と、事務費の人件費 419 万 9,000 円を加え、1 億円としました。

管渠維持管理費は、1,115 万 6,000 円を計上し、管渠及び施設の機能の保全を図ろうとするものであります。

浄化センター管理費は、1 億 9,809 万 7,000 円であります。主な内容は、維持管理業務委託、汚泥処分・運搬業務委託及び機械設備の法定点検業務委託などの委託料に 1 億 2,095 万 9,000 円、電気料などの需用費に 5,584 万 3,000 円を見込みました。

浄化センター建設費は、3 億 643 万 4,000 円を計上いたしました。内容は、汚水量の増大に伴う水処理設備、汚水ポンプ設備増設工事及び水処理施設のチェーン修繕設計委託とその事務費で、補助事業として委託料等 3 億 543 万 4,000 円と、浄化センター管理費に計上している事務費の人件費 56 万 6,000 円を加え、3 億 6,000 万円を見込んだものであります。

公債費は 11 億 2,313 万円を計上いたしました。内容は、下水道高資本費対策の借りかえ債を含めた元金償還額が 6 億 1,949 万 6,000 円、利子が 5 億 363 万 4,000 円となっております。

予備費には 300 万円を計上いたしました。

これらに対する歳入予算は、受益者分担金及び負担金に 5,890 万円、下水道使用料等に 3 億 5,873 万 4,000 円、国庫補助金に 5 億 1,470 万 7,000 円、一般会計繰入金に 9 億 9,215 万 2,000 円及び諸収入等に 2,000 万 7,000 円を計上し、市債については、下水道事業債、同特例措置分及び下水道高資本費対策借りかえ債を見込み、9 億 5,240 万円を計上いたしました。

第 2 表は、排水設備等設置改造資金利子補給の債務負担行為を設定するものであり、第 3 表は、地方債の限度額などを定めたものであります。また、一時借入金の限度額については、8 億円と定めるものであります。

次に、議第 13 号平成 12 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成 12 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出とも 861 万 8,000 円であり、前年度当初予算に対して 14 万 3,000 円の増となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳入では、水道使用料 508 万 6,000 円、一般会計繰入金 353 万円などが主なものであります。

歳出では、水道施設の維持管理等に要する一般管理費 221 万 2,000 円、公債費 635 万 6,000 円などを計

上したものであります。

次に、議第 14 号平成 12 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国民健康保険は、地域医療の確保と地域住民の健康保持・増進に極めて重要な役割を果たしてきております。被保険者は、景気の低迷の影響による社会保険離脱等により、若年層の減少が鈍化し、退職及び老人保健対象の被保険者が増加しており、全体としては若干の増加傾向にあります。

一方、被保険者の高齢化及び医療技術の進歩、医療の高度化など医療環境の整備と相まって、医療給付費等については年々増加しております。

このような状況の中で、国民健康保険の安定的な運営を図っていくための保健事業の推進、国民健康保険税の収納率の向上、医療費適正化対策及び広報活動を強化し、国民健康保険税の税率を据え置きながらも、本会計の健全財政の維持と効率的な事業運営に努めてまいります。

また、平成 12 年度からは介護保険制度が施行され、従来の医療給付に係る国民健康保険税とあわせ、第 2 号被保険者における介護納付金分を賦課徴収すること、及び保険者としての介護納付金の納付が新たに必要となってまいります。

平成 12 年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 26 億 5,810 万円で、前年度当初予算と比較して 1 億 1,110 万円の増額となります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、保険給付費 17 億 9,409 万 7,000 円、老人保健拠出金 5 億 8,580 万円、介護納付金 1 億 3,410 万円、高額医療費共同事業拠出金 2,403 万 7,000 円であり、その合計額は歳出総額の 95.5% を占めております。

歳入予算の主な内容は、国民健康保険税のうち医療給付費分が 10 億 3,191 万円、介護納付金分が 6,740 万円、国庫支出金 9 億 8,450 万 5,000 円、療養給付費交付金 3 億 1,010 万 2,000 円、高額医療費共同事業交付金 5,600 万円、繰入金は一般会計繰入金 1 億 536 万 8,000 円、給付基金からの繰入金を 3,700 万円見込んでおります。

次に、議第 15 号平成 12 年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

70 歳以上の高齢者及び 65 歳以上の重度障害者の医療給付を目的とした本予算は、医療諸費として 36 億 2,431 万円、総務管理費として 1,030 万 3,000 円、予備費等 38 万 7,000 円で、総額 36 億 3,500 万円となるものであります。

これに対する財源としては、支払基金交付金 25 億 4,204 万円、国庫支出金 7 億 2,234 万 5,000 円、県支出金 1 億 8,031 万 1,000 円、一般会計繰入金 1 億 8,999 万 8,000 円、その他収入 30 万 6,000 円であります。

次に、議第 16 号平成 12 年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

本市は、これまでハートフルセンターを拠点とした保健・福祉・医療が三位一体となった、「寒河江型ケアシステム」を確立し、市民の健康づくりから疾病予防、介護予防、リハビリ、さらには住宅サービス、施設サービスに至るまでの一貫したサービスの充実に鋭意取り組んでまいりました。

平成 12 年度から介護保険制度がスタートすることになり、この制度を円滑に運営するとともに、より一層サービスの充実を図るべく介護保険事業計画の策定、並びに老人保健福祉計画の見直しを行ったところであります。この計画に基づき、市民一人ひとりが生涯を通じて生きがいと尊厳を持って安心して暮らせる福祉のまちづくりに全力を傾注してまいります。

平成 12 年度の介護保険特別会計予算は、日常生活において介護や支援が必要な方に対して、必要なサービスが円滑に提供されるとともに、安定した保険財政運営を行うべく予算編成を行ったところであります。

これに伴う歳入歳出予算額は、それぞれ 15 億 5,500 万円となるものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、介護サービス等諸費に 13 億 1,312 万 1,000 円、支援サービス等諸費に 5,535 万 5,000 円、総務管理費に 7,376 万円、基金積立金に 5,338 万 9,000 円、要介護等認定費に 2,553 万 2,000 円を計上いたしました。

これに対する歳入予算の主な内容は、支払基金交付金に 4 億 5,449 万 5,000 円、国庫支出金に 3 億 6,004 万 3,000 円、一般会計繰入金に 2 億 6,777 万 5,000 円、基金繰入金に 2 億 2,635 万 8,000 円、県支出金に 1 億 7,215 万 7,000 円、第 1 号被保険者保険料に 7,397 万 6,000 円を計上いたしました。

次に、議第 17 号平成 12 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

介護認定審査会は、被保険者について保険給付の要件である介護の必要性の有無、及びその程度を最終的に審査判定するための機関であり、介護保険制度を運営する上で極めて重要な役割を担うものであります。

このため、審査判定の公正・公平性の確保を図るため、本市及び西村山地域 4 町共同で寒河江市西村山郡介護認定審査会を設置したところであり、その円滑な運営を図るべく予算編成を行ったところであります。

平成 12 年度は、延べ 200 回の審査会開催を見込んだところであり、これに伴う歳入歳出予算額は、それぞれ 2,840 万円となるものであります。

以下、その予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、介護認定審査会委員報酬に 1,689 万 8,000 円、介護保険専門員報酬に 405 万 9,000 円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、各構成市町負担金 2,840 万円を計上いたしました。そのうち本市の負担金額は 997 万 4,000 円であります。

次に、議第 18 号平成 12 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

平成 12 年度寒河江市財産区特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 171 万 7,000 円とするものであり、前年度当初予算に比して 67 万円の減額となっております。

各財産区について申し上げますと、歳入につきましては、高松財産区 123 万 6,000 円で、財産運用収入 8 万 2,000 円、財政調整基金繰入金 71 万 1,000 円、生活環境保全林事業負担金 21 万円などが主な内容であります。また、醍醐財産区は 25 万 3,000 円、三泉財産区は 22 万 8,000 円であります。

歳出につきましては、各財産区とも管理運営のための経費を計上したものであります。特に高松財産区におきましては、米沢地区に対する地区振興費補助金に充てるため、一般会計への繰出金 88 万円を計上したものであります。

次に、議第 19 号平成 12 年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

市立病院につきましては、地域住民の多様化する医療ニーズにこたえ、市民から信頼され、良質で高度な医療を提供するため、高度医療器械の導入を図るなど諸施策を実施してまいりました。今後におきましても、地域医療の中核病院としてなお一層の機能充実を図ってまいります。

このような視点に立ち、平成 12 年度の市立病院事業会計予算は、中核病院として地域の方々の多様な医療需要にこたえるため、乳房エックス線撮影装置の新規導入や大腸ビデオスコープの更新など、医療機器の整備充実や患者サービスの向上を図り、一層の財政基盤を強化して健全経営に努め、市民がいつでも安心して受診できる病院を目指して予算編成いたしました。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

第 2 条の業務の予定量につきましては、病床数 160 床で、年間患者数を入院患者 4 万 6,720 人、外来患者 9 万 9,225 人と見込み、建設改良事業では、医療機器及び備品購入事業に 3,100 万円を計上いたしました。

第 3 条の収益的収入及び支出につきましては、収入が 25 億 3,073 万 8,000 円で、このうち医業収益は 22

億 9,831 万 5,000 円、医業外収益は 2 億 3,242 万 3,000 円を計上いたしました。

支出は 25 億 3,073 万 8,000 円で、このうち医業費用は 24 億 5,643 万 9,000 円、医業外費用は 7,329 万 9,000 円、予備費 100 万円であります。

第 4 条の資本的収入及び支出については、収入が 2,812 万 6,000 円で、このうち企業債は 2,550 万円、補助金 262 万 5,000 円などであります。

支出は 1 億 1,522 万 6,000 円で、このうち建設改良費は 3,100 万円、企業債償還金 8,422 万 6,000 円を計上いたしました。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,710 万円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

第 5 条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法等について定め、第 6 条は、一時借入金の限度額を 2 億円と定めるものであります。

第 7 条は、予定支出の各項の経費を流用することのできる金額について定め、第 8 条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものであります。

第 9 条及び第 10 条は、一般会計からの負担金、補助金の金額を 2 億 2,000 万円に定めるものであり、第 11 条は、棚卸し資産の購入限度額を 7 億 9,000 万円に定めるものであります。

次に、議第 20 号平成 12 年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道は、市民の健康で文化的な生活や社会経済活動に欠くことのできない最も重要な基盤施設であることから、安全で良質な水道水の安定供給が強く求められております。

平成 12 年度の水道事業会計予算は、以上の視点に立ち、良質水安定供給の維持確保、水道水の有効利用の一層の促進、並びに効率的な事業運営による健全経営の維持を重点目標として編成したものであります。

そのため、国の補助制度を活用して、平成 2 年度から実施し、本年度がその最終年度となる石綿管更新事業や下水道工事などに並行する配水管布設がえ工事などを積極的に計上するとともに、第 4 次拡張事業に向けて基本計画策定業務に取り組んでまいります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

第 2 条の業務予定量は、これまでの実績、今後の需要動向などを考慮し、給水戸数 1 万 1,508 戸、年間総配水量 657 万 7,000 立方メートル、1 日平均配水量 1 万 8,019 立方メートルと定めるものであります。

第 3 条の収益的収入及び支出については、収入総額 12 億 2,076 万 4,000 円、支出総額 11 億 9,250 万 7,000 円を計上いたしました。

第 4 条の資本的収入及び支出については、収入総額 1 億 5,588 万 3,000 円、支出総額 5 億 9,590 万 5,000 円とするものであり、石綿管更新事業、配水管布設工事及び布設がえ工事などを主とする建設改良費 4 億 7,318 万 1,000 円、企業債償還金 1 億 2,172 万 4,000 円、予備費 100 万円を内容とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し 4 億 4,002 万 2,000 円の不足となりますが、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、減債積立金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんする予定であります。

第 5 条は、国庫補助事業で行う石綿管更新事業のために企業債を起こすもので、その限度額などを定めるものであります。

第 6 条は、一時借入金の限度額を定めるものであり、その額を 3,000 万円とするものであります。

第 7 条及び第 8 条は、支出予算における流用に関して定めるものであります。

第 9 条は、量水器等の棚卸し資産について、その購入限度額を 2,000 万円と定めるものであります。

次に、議第 21 号寒河江市印鑑条例の一部改正について御説明申し上げます。

民法の一部改正により、禁治産の制度が後見の制度に改められること、及び印鑑登録原票について、現行の

電子計算組織で行う事務処理に合わせて所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 22 号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

報酬額算定の基礎としている国の基準額等が引き上げられることなどに伴い、本市福祉事務所嘱託医などの報酬額を改正し、家庭奉仕員について西村山広域行政事務組合の巡回入浴車事業の廃止に伴い、削除しようとするものであります。

次に、議第 23 号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

市立病院の組織等の見直しに伴い所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 24 号寒河江市語学指導等に従事する外国人の給与及び旅費の支給に関する条例の制定について御説明申し上げます。

小・中学校の外国語教育の充実を図るため、語学指導等に従事する外国人を採用することに伴い、給与等の支給に関して条例を制定しようとするものであります。

次に、議第 25 号寒河江市特別会計条例の一部改正について御説明申し上げます。

介護保険制度の施行に伴う新たな特別会計を設置するとともに、会計設置の根拠区分に沿い、条文の整備を図ろうとするものであります。

次に、議第 26 号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法第 238 条の 4 第 4 項の規定による行政財産の目的外使用について、使用料及び徴収方法等について規定し、あわせて条文の整備を図ろうとするものであります。

次に、議第 27 号寒河江市国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

介護保険制度の施行に伴う介護納付金及び国民健康保険保健事業に係る基金の規定の整備を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 28 号寒河江市介護保険円滑導入基金条例の制定について御説明申し上げます。

介護保険制度が本年 4 月からスタートいたしますが、第 1 号被保険者保険料の軽減措置の実施に伴い、国の特別対策として臨時特例交付金が交付され、当該交付金の有効かつ適切な管理運用を図るため条例を制定するものであります。

次に、議第 29 号寒河江市介護保険給付費準備基金条例の制定について御説明申し上げます。

介護保険の第 1 号被保険者の保険料については、平成 12 年度から平成 14 年度までの 3 年を通じて一定額を設定しており、当該各年度において剰余金が生じた場合は、介護保険給付費準備基金に積み立て有効かつ適切な管理運用を図るため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議第 30 号寒河江市市税に係る延滞金の免除に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

寒河江市市税に係る延滞金の免除については地方税法に規定されていることから、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第 31 号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

国民健康保険法の一部改正に伴い、罰則規定の一部について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 32 号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

介護保険制度の実施に伴い地方税法が一部改正され、国民健康保険に加入している介護保険の第 2 号被保険者について、介護保険料を国民健康保険税として賦課、徴収することとなったため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 33 号寒河江市介護保険条例の制定について御説明申し上げます。

介護保険法の施行に伴い、第 1 号被保険者に係る保険料率、賦課徴収、及び減免等の必要な事項について条例で規定する必要があるため、制定しようとするものであります。

次に、議第 34 号寒河江市生活支援ホームヘルパー派遣に関する条例の制定について御説明申し上げます。

日常生活における支援及び指導が必要な在宅高齢者などに対して、本市独自の施策として生活支援ホームヘルパーを派遣することにより、在宅福祉の向上を図るため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議第 35 号寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設の利用拡大を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 36 号寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

介護保険法に基づく介護サービスの提供に伴い、市立病院が実施するサービスの額の算定基準を定めるなど、使用料及び手数料について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 37 号寒河江市災害対策本部条例の一部改正について御説明申し上げます。

災害対策基本法の一部改正に伴い条文の整備をしようとするものであります。

次に、議第 38 号寒河江市消防団に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

民法の一部改正により、禁治産の制度を後見の制度に改めることなど所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 39 号から議第 50 号までは、地方分権一括法の制定により、それぞれの法律が改正されたことに伴う条例改正であります。

議第 39 号寒河江市行政手続条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の改正により、県知事の権限に属する事務の一部を市が処理することを定めた山形県事務処理の特例に関する条例制定に伴い、本条例の定義規定の明確化を図るため、改正をしようとするものであります。

次に、議第 40 号寒河江市市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方税法の改正に伴い、条文の整備をしようとするものであります。

次に、議第 41 号寒河江市手数料条例の全部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の改正に伴い、本市が徴収する手数料について条例で規定する必要があることから、包括的な条文の整備を図るため、全部改正しようとするものであります。

次に、議第 42 号寒河江市農業委員会農地部会の委員の定数に関する条例の一部改正、及び議第 43 号寒河江市農業委員会農業振興部会の委員の定数に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、条文の整備をしようとするものであります。

次に、議第 44 号寒河江市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

道路法の改正に伴い、条文の整備をしようとするものであります。

次に、議第 45 号寒河江市都市計画審議会条例の一部改正について御説明申し上げます。

都市計画法の一部改正に伴い、同法の規定に基づく寒河江市都市計画審議会を設置するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 46 号寒河江市防災会議条例の一部改正について御説明申し上げます。

災害対策基本法の改正に伴い、条文の整備をしようとするものであります。

次に、議第 47 号寒河江市営住宅条例の一部改正、議第 48 号寒河江市都市公園条例の一部改正、議第 49 号寒河江市下水道条例の一部改正、及び議第 50 号寒河江市水道給水条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の改正に伴い、それぞれ過料の規定を改正しようとするものであります。

次に、議第 51 号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

老人保健法の一部改正に伴い、条文の整備をしようとするものであります。

次に、議第 52 号河北町外五市四町共立伝染病院組合の解散について、及び議第 53 号河北町外五市四町共立伝染病院組合の解散に伴う財産処分について御説明申し上げます。

伝染病予防法が廃止されたことに伴い、市町村に伝染病院等の設置義務がなくなったことから、河北町外五市四町共立伝染病院組合の解散、及び解散に伴う同組合が所有する財産を処分することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づいて、議会の議決を経ようとするものであります。

次に、議第 54 号寒河江市公共下水道浄化センター汚泥処理棟増設工事委託協定の一部変更について御説明申し上げます。

寒河江市公共下水道浄化センター汚泥処理棟増設工事の内容変更などに伴い、協定金額について変更しようとするものであります。

次に、議第 55 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

幸生地域の公共的施設整備につきましては、平成 7 年度より「第 5 期幸生辺地総合整備計画」に基づき実施してまいったところであり、平成 11 年度が最終年度となります。引き続き長峰地区農免農道の整備や通学施設としてスクールバスを更新する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条の規定により、平成 12 年度を初年度とする「第 6 期幸生辺地総合整備計画」を策定しようとするものであります。

次に、議第 56 号土地の取得について御説明申し上げます。

平成 14 年度に開催される「全国都市緑化フェア」の主会場である最上川ふるさと総合公園と市街地をアクセスする幹線道路として事業を進めております、市道駅南高瀬山線の道路用地について購入しようとするものであります。

次に、議第 57 号市道路線の廃止について御説明申し上げます。

西寒河江駅米沢線について、道路網を再編し、認定がえを行うため、廃止しようとするものであります。

次に、議第 58 号市道路線の認定について御説明申し上げます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、西寒河江駅谷沢線を認定する必要があるため、道路法の規定により提案するものであります。

以上、55 議案を御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第77、これより質疑に入ります。

議第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第10号に対する質疑はありませんか。内藤 明議員。

内藤 明議員 議第10号平成12年度の一般会計予算について、審議に入る前に若干お尋ねをしておきたいというふうに思います。

平成11年度末の一般会計における財政のそれぞれの指数についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

今回11年度の補正予算が出されておりますし、聞くところによりますと、間もなく除雪費が追加になるという話がありますが、これで大きな災害等がなければ補正予算は終わりだろうというふうに思いますので、ぜひその数値等をお聞きしておきたいと思います。

最初に、財政力指数は、もちろん見込み額であります、どのようになるのか。

それから、経常収支比率はどのようになるのか。もちろん見込みですね。

それから、その経常収支比率の分子となる経常経費充当一般財源はいかなるものか。そしてまた、その分母の経常一般財源等の収入額は幾らなのかもあわせてお尋ねしたいと思います。

それからさらに、公債費の負担比率についても伺っておきたいと思います。

さらに、公債費の比率もお伺いしたいと思います。

そしてもう一つ、3カ年の平均であります起債制限比率はどのようになる見込みなのか。

以上7点、お伺いをいたしたいと思います。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 お尋ねがありました財政指数などにつきましては、通常ですと、会計を締めて決算後でないとお態をよくあらわしにくいものでありますけれども、現時点での見込みということでありますので、申し上げますので、御理解をお願いしたいと思います。

経常収支比率であります、82.6と見込んでおります。

経常経費の一般財源につきまして、分子でありますけれども、これが82億 2,950万円、分母につきまし

ては、99億 6,600万円というような形で見込んでおります。

次に、公債費負担比率でありますけれども、これにつきましては、公債費充当の一般財源が20億 6,900万円、分子です。一般財源が 113億 3,290万円、分母です。それで割っていただきますと、18.3%程度になります。

公債費比率は17.4%、起債制限比率、これにつきましては、3カ年平均で10.5%程度と見込んでおります。

財政力指数でありますけれども、これにつきましても、3カ年平均で 0.501程度に見込んでおります。

以上であります。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 細かい点については予算委員会でお聞きをしたいと思っておりますけれども、1点だけお尋ねをしたいと思っております。

予算書の商工費、77ページに寒河江ショッピングセンターの土地建物購入費3億 7,700万円が計上されておりますが、この前、新聞にも早くも、あたかも購入が決まって、ショッピングセンターの利活用についてもう既に決まっているかのような報道がなされて、しかも、その中で具体的に貸し店舗というか、そういうことが報道されておりました。1万円とか、10区画とか、そういう具体的な計画も示されて報道されておたわけでありますけれども、それはそれとして、購入して、そうした貸し店舗にするなり、あるいは公共施設を持ってくるにしても、あるいは1階、2階を今の営業している店舗に貸すにしても、この管理運営なり、あるいは寒河江ショッピングセンターの改装、そういうものが必要なのではないかというふうに思うんですが、今回の予算書を見ますと、そうしたものが見当たらない。私が見た限りでは見当たらないんですが、そうした考えがあるのか、ないのか。

それともう一つは、この購入をした寒河江ショッピングセンターの管理運営というのは、だれがやるのか。そうしたものも今後必要になってくるのではないかというふうに思います。そうした進め方なり考え方について、第1点お尋ねをしたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 今回御提案している12年度の一般会計の予算計上の金額については、ショッピングセンタービルの取得費と、それから土地の購入費を計上いたしております。

なお、今後の利活用についてはテナント、それから公共的な利活用については、現在鋭意検討中でございます。したがって、実際に利活用する段階になりますと、当然にして、そのショッピングセンターの改装費については、今後対応しなければならないというふうに考えております。

なお、管理運営についてでありますけれども、市の公的な施設となったあかつきには、最終的には市の管理運営になるということになりますけれども、その管理の手法についても、今後鋭意検討してまいりたいというふうに考えております。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 そうすることで、利活用については「鋭意検討中だ」ということなんですけれども、この件については、議会にも陳情が出されて、五つの附帯決議をつけて採択をしてきたわけでありまして、特にその利活用については広く市民の意見を聞いて考えてもらいたいと、こういう意見をつけているわけでありまして、「検討中」というんですが、検討する組織というんですか、そういうものもきちんと、取得後なり、新年度に入ってからになるのかどうかはわかりませんが、そうした利活用について広く

市民から意見を聞く組織をつくっていく必要があるのではないかと思います、今検討なされているという組織はどういったものなのか。今後そうした広く市民を入れた組織をつくっていく考え方があるのかどうか、お尋ねをしたいというふうに思います。

改装などは、取得後そういう方針が決まった後で、具体的な方向が決まった後で補正とか具体的になるのかというふうに今、答弁で思ったんですが、管理運営についてですけれども、もちろん市の財産になるわけですから、間接的な責任は市にあるわけでありましてけれども、市があつたショッピングセンタービルを直接管理運営するというのではなくて、運営主体というか、第三セクターになるのか、どこかに委託するのかわかりませんが、そうした管理運営をする組織というものが必要になってくるのではないかとこのように思いますけれども、その辺についてもう一度お尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 検討する組織というような御質問でありますけれども、庁内については組織化をしております。庁内では「寒河江ショッピングセンタービルの活用検討会」なる組織をつくって、その中で検討しております。

なお、これまでにいろいろな面で検討されてきたと。一般市民からの御意見ということもありましたので、これまで3回にわたって、30の団体の方々からいろいろな御意見を伺っております。そういうことで、今後また市民からの御意見をいただくための組織というものは、これまで市民の御意見を伺ってきたと、これで足りるのではないかとこのように思っております。

なお、ビルの管理運営ということでありましたけれども、最終的には、公の施設ということで市となりますけれども、その実質的な管理について委託をするかどうかについては、今後の検討課題ということでございます。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 何か私どもの知らないところで着々と進んでいるかのような答弁であったというふうに思うんですけれども、庁内の検討委員会があると。あるいは一般市民、どういう団体かはわかりませんが、3回ほどにわたって30団体からの意見も聞いているんだと、こういうことなんですが、お尋ねしますけれども、今回報道された、ああいう貸しテナント、そういうものも、この30団体の意見あるいは庁内の検討委員会の中で出されていたのかどうか。それをお尋ねしたいというふうに思いますし、今、答弁のあったようないろいろな話し合いをしているようでもありますけれども、その内容について議会にもお示しをいただきたいと思うんですね。これは議会にも陳情をされて、先ほど言ったように、全会一致、五つの附帯決議をつけて採択をした案件でもありますので、ぜひどういう団体と話し合いをなされているのか。その中でどういう意見が出されているのか。あるいは庁内で検討されている方向、そうした資料などについて、やはり議会にも当然にして公表をしていただいて、議会も一緒になって考えていくと、こういう方向を打ち出していただきたいというふうに思いますが、この点についてお尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 商工観光課長。

那須義行商工観光課長 それでは、私の方から「ミニ店舗」ということで報道されましたことの内容について申し上げたいと思います。

実は今回の建物取得、この件に関しては、通産省の方の補助金にできるだけ該当させながら国の方からの補助をいただきながらやっていきたいということいろいろ取り組んでいるわけですが、その補助金の名称が「中心市街地等商店街商業集積活性化施設整備費補助金」という補助金であります、この

補助金の対象の中に「商業インキュベーター施設」という項目がありまして、これが先ほど新聞で報道になった、新聞上ではいわゆる「ミニ店舗」という形で表現をしておりましたけれども、こういう施設を中につくる必要といたしますか、それが補助金の対象になるという側面が出てくるわけです。そういうことから、商工会の青年部の方とか、青年会議所の方とか、商工会青年部のOBの方とか、そういう若手の方に集まっただきまして、こういう「商業インキュベーター施設」、「ミニ店舗」、「チャレンジショップ」などとも申しますけれども、この可能性について話し合いを持ったところです。それで、たまたま新聞の記者の方も、そういうことについて非常に興味があるということで話し合いの模様を傍聴しておりまして、それがああいう形の報道に結びついたということでもあります。

その時点で、一応こういうことについては、出席者の中から「非常に興味があるので、できればそういうものを進めていただきたい」という話し合いの結論になりましたので、こういう「ミニ店舗」、いわゆる「商業インキュベーター施設」ですけれども、これにつきましては、寒河江の方でもかなり可能性があるという形で把握をしているところであります。

以上です。（「答弁漏れ」の声あり）

佐竹敬一議長 答弁漏れですか。企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 ショッピングセンターの公的な活用の方策についてある程度固まった段階では、議会の方にもお話をしてみたいというふうに思っております。その折にはこれまで話し合いをされた各種団体名、あるいはそれらからの要望等についても示していきたいというふうに思っております。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 同じくPAOビルの取得の関係でお尋ねをしたいわけでありまして、さきの議会に陳情が出されまして、陳情は建物なり土地を取得してほしいと。しかし、これは所有者からでなくて、市の商工会から議会の議長に出されたわけですね。したがって、議会としては、当然、大変な経営状態だということもありまして、あのまま放置するというと町の真ん中で幽霊ビルになる、それは大変まずいのではないかと。こういうふうなことに議会でもなりました。しかし、土地あるいは建物の所有者でない人からの陳情を議会として「んだ、買う」と決めることはいかがなものかという議論も実はあったわけですね。私も本会議でも申し上げまして、12月の議会の会期中に市長の方から全員協議会の開催の申し入れがありまして、その場でもいろいろやりとりしたわけです。そして、今のようなことも申し上げながら、本当にPAOビルの経営が困難なんだと、大変なんだと言われておったわけですが、経営の実態あるいは経営形態というのが明らかでない。教えてほしいと。今現在どれぐらいの維持管理費がかかっているのか、こういうことも教えてほしいと言ったけれども、手元に資料がないというふうなことがあり、ならば、その場では「しょうがないな」と思いながら、議会としてはいろいろ検討した結果、今、伊藤議員からあったように、5項目の附帯決議をして陳情を採択をした。全会一致で採択をしたという経過があったわけです。

そして、それらの報道を受けて、市民の皆さん方からは、「何、あのPAOビル、市では買うことにしたんだって。議会も同意したんだって」と、こういうふうなことをこの間言われました。しかし、私ども会派としては、この議会での決定をきちんと正確に伝えるために、市政報告でも市民の皆さんに御報告していますけれども、「買うか、買わないかは決めていません」と。陳情については、「そういう状況であれば、市内のど真ん中に幽霊ビルというのはまずいね」ということで、その陳情はわかりましたと。しかし、今後どういうふうにするかも含めて、5項目の附帯決議があるわけですが、そういうことを満たした

上で買っていくんだというふうなことを市民の皆さんには御報告しています。したがって、その時点で当然予算化もされるだろうし、土地や建物の取得という関係も議案としてかかるであろうしということを上上げてきました。

ところが、今回の当初予算に土地の取得、建物の取得について予算が計上されているわけです。執行権として当初予算に予算を組む権限があることは百も承知をしています。しかし、議会と当局との信頼関係ということ、あるいは12月議会でのやりとり、議長の名での附帯決議というふうなことからすれば、今回の提案の仕方の前にもっと議会に示す必要があったのではないかというふうに思うんです。したがって、今、伊藤議員からもあったわけですが、この間、やはり議会側にもこの状況について報告してくれるべきだと私は思うんです。これは議会軽視というふうな指摘を私はせざるを得ません。

そして、2月18日の山新報道も、市当局からこういう情報提供がマスコミの方にされているのかなというふうには実はお尋ねをしようと思っていたんですが、今、商工観光課長から「実は懇談会の席に記者が入っていて、そしてこういう記事を書いたんだ」というふうに言われていますけれども……。

佐竹敬一議長 少し質問の問題をまとめて、ひとつ簡潔に質問してください。

川越孝男議員 ということですが、これを見ると、単にそこに入っていて書いた記事でないわけですね。「商工観光課長はこう言っている」とか、「こうだ」ということも書かれていますので、私は極めて議会軽視だというふうに指摘をせざるを得ません。したがって、市長のことについての見解をお伺いしたいし、本当にあのビルの経営が大変なのかどうか、実態のことを議会に示してもらわないと。どういうふうな状況になっているのか、教えてもらわなければ、大変だ、大変だと言っても、ほかの人から「いや、んでねえんだっけや」と後でなったら、議会として大変、人の財産を間違った判断をしてしまうことになりますので、的確な資料を出していただきたいと、こういうふうに思います。

そういうことで、市とのかかわりの中で言えば、どれぐらい困難なのかということを知るために、例えば法人税や固定資産税などの滞納はあるのかどうか。具体的に物件を市で買うというふうに言っているわけですから、これはプライバシーにも何もありませんので、この辺についてお伺いをしたいと思います。

一つは、議会軽視でないかということについて市長の見解、それから、どれぐらい大変なのかということでは、そのビル所有者あるいは土地の所有者の市とのかかわりの中で、法人税や固定資産税の滞納状況などがあるのかどうか、お聞かせをいただきたいとします。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 寒河江ショッピングセンターの問題につきましては、市の方には五つの団体から陳情・要望がなされて、また、議会の筋の方には、商工会の方から陳情がなされてきたという経緯は御案内かと思えます。それで、全員協議会を開いていろいろ御説明を申し上げ、そして、あれを求めるための金額、あるいは寄附を受ける等々につきましてもお話を申し上げたわけでごさいます、そしてまた、議会におきましても採択されたわけでごさいます。それらを受けまして、市といたしましては予算計上して取得すると。あるいは寄附を受けるという形で編成したわけでごさいます、筋は通しておるところでごさいますので、軽視した云々と言われる筋合いはなかろうかなと、こう思っております。

それから、あの新聞の記事でごさいますけれども、これらについては、やはり今後、市が取得した場合にどのように利用するかということは、市の中心市街地の活性化に大きくつながっていく問題でごさいます。そういう面で、早目、早目と関係者とお話し合いをしていくということになりまして、市民の理解も

非常に高まってきたということでの新聞の記事になったのだろうか、こう思っておるわけございまして、寒河江市だけではなくていろいろ、山形のビブレが閉鎖、撤退したと。最近になりますと、丸久、今の松坂屋が撤退することが決まったというようなことで、大変中心市街地への関心が高いという中で記事になっていくだろうと、このように思っておるわけございまして。

また、これからどのような形で運営するかということは、具体的に十分内部でも詰めまして、そして、市民が利用しやすいように、運営しやすいようにというものに持っていかなければならないと、このように思っておるわけございまして、あそこの取得の金額は約3億円ということで話し合いがなされておるわけございまして、今後契約を結ぶ際にもそういうことになるのではないかなと、このように思っております。

以上です。

佐竹敬一議長 助役。

松村眞一郎助役 法人の厳しさについての資料云々ということですがけれども、そういうことを踏まえて市に対して取得をお願いするということであるということもありますし、それから、その具体的な方法として、法人税とか固定資産税の公開というあれがありましたけれども、これはプライベートなことです、公開はできません。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 私は、その辺をもっと、今回の議会の会期中、22日までの間に当局ともいろいろ勉強してみたいと思うんですけれども、本当に具体的に会社が大変で、「だから、これを公金で、市で何とか助けてけらっしゃい」というときに、どれだけ大変なんだかということも検討できないと。これがプライベートだということになったら、違うと思うんですよ。したがって、この部分は法律的なこともありますので、この会期中に当局と一緒に勉強してみたいと思います。

ただ、「議会軽視でない」というふうに市長はおっしゃるわけですがけれども、2月18日に新聞報道になっているんですよ。本当に「議会と当局は車の両輪だ。対等の関係だ」ということであるなら、議会の協力も得てこの事業を進めなければならないという気持ちがあるなら、この報道を見たら、当然議会側に「いや、実は、新聞報道はこうなっていますけれども、中身はこうですよ」と、今聞かれてから言ったようなことを議会側と話をするというのが、至極当然だと私は思うんです。この辺、市長の認識、もう何ほ格好いい言葉を並べたって、この基本的な認識がずれているというふうに私は指摘をせざるを得ないんです。なぜ今まで、議会で質問されてからでなくて、この間には議会の定例の懇談会も21日あったんですね、議会側の集まりが。そのときだって当然……、まずこのことについてだってできるんですよ。そういうことを私は指摘をしたんです。「全然軽視している考えはありません」というふうに市長は言うけれども、そういうことなんです。改めて御見解があればお聞かせをいただきたい。このことをまず指摘しておきます。あとはこの議会の会期中にいろいろ、当局と一緒に勉強してみたい。そして、より市民に理解される、誤りのない議会としての対応をしていきたいと、こういうことを思っていますので、申し上げておきます。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第12号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第13号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第14号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第15号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第16号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第17号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第18号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第19号に対する質疑はありませんか。内藤 明議員。

内藤 明議員 1点だけお尋ねします。

11年度末の企業債残高について、これも見込みですが、お尋ねします。わからないなら後でいいです。

佐竹敬一議長 それでは、ひとつ後にしてください。

議第20号に対する質疑はありませんか。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 平成12年度に村山広域水道からの受水料金が値下げになります。これは一昨年も一般質問で取り上げていた経緯があるんですけども、それによって下げ幅、下げ率、実際その分、いわば持ち出し分が減るわけですが、12年度に換算しますとどのぐらいの金額が値下げになるのか、そこら辺をお知らせいただきたい。

佐竹敬一議長 水道事業所長。

浦山邦憲水道事業所長 お答えします。

村広水については、平成12年度から新料金ということで今、新しい料金については県議会の中で審議されているというような内容です。その内容を見てみますと、基本料金で約27.8%下がります。それから、使用料金で28.6%ほど下がる内容になっております。下げ幅といたしましては、受水費用ということで約1億円ぐらい下がってくるのではないかというふうに見込んでおります。

以上です。

佐竹敬一議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 山形県内の水道料金は全国でもトップクラスということで、高料金対策が外されてからなおそれに拍車がかかっていると。寒河江は比較的、自己水源があるということもありまして、ややそれに距離があるわけですけども、それでも高いというふうな感は否めないわけでありまして。

そうした中で、村広水が、住民のいろいろな声があったとは思いますが、値下げに踏み切ったというふうな経緯がございます。これが今後本市の水道料金の値下げに連動させられないのかどうか。今回の予算を見ますと、そういう気配は全くないわけでありまして、どのような取り扱いを考えているのか、お伺いをしたい。

佐竹敬一議長 水道事業所長。

浦山邦憲水道事業所長 今後における値下げというような内容でございますけれども、市の方では、先ほど市長の方から話がありましたように、今年度、平成12年度の予算で、第4次拡張事業としての基本計画を策定していきたいというふうに考えております。それを受けて、平成13年度より第4次の拡張事業ということで、その執行を予定しているという内容でございます。これらについては、非常に大きな事業費がかかることが予想されます。したがって、こういった下げたものにつきましては、利益という形の中で建設改良といったものに積み立てておきまして、そういった財源の方に利用していきたいというふうに考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 4次拡張の原資に充てたいというふうなことでありますけれども、単純計算すると3年で3億円、先ほどの説明によれば、4年で4億円、その分蓄積になるのではないかとこのように思います。それが将来にわたってずっとそうなるわけですけれども、もっとも経費もふえていきますから単純にそうはなりません、それでもやはり一つの考え方として、料金にある程度反映させていくというような考え方を何らかの形でしていくことが必要なのではないか。4次拡張というのはどのぐらいかかるかわかりませんが、その計画もまだできていないという段階での話ですので、そこら辺の弾力的な対応は当然、あってしかるべきでないかというふうに思います。市長はどう考えておるか、お伺いをしたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 担当課長の方からも申し上げましたように、受水料金は下がることは下がるわけございまして、ですけれども、それは水道料金の引き下げまでには影響させられないのではないかなと、こう思っておるわけでございます。12年度中に次の4拡の計画を練らなければなりませんし、13年度には4拡をしなければならぬ段階にあると思っております。その辺を見ますならば、ここで料金を引き下げまして、では、4拡するとき何の財源として使用するかと、このようなことになりますと、これまた戸惑うことになるわけでございますので、まずは受水料金が下がっても、それはそのまま、どの程度の利益に結びつくかわかりませんが、結びつくとするならば積み立てておきまして、4拡に向けてまいろうと、このような気持ちで考えておるところでございます。そのようにしまして、次の寒河江の水の需要に十分こたえられるようにと、こういうことを考えておるところでございます。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 先ほどと同じように、水道事業会計の11年度末の企業債残高の見込みについてお聞きをしたいと思います。

佐竹敬一議長 水道事業所長。

浦山邦憲水道事業所長 10年度末が28億円ほどの、決算によって起債の残高があります。それから、11年度ですけれども、平成11年度の予定貸借対照表の中で借り入れ資本金ということで約28億7,300万円ほどになる予定です。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第21号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第22号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第23号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第24号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第25号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第26号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第27号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第28号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第29号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第30号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第31号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第32号に対する質疑はありませんか。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 これは、介護保険導入に伴って、いわゆる第2号被保険者の国保税に連動する介護保険税の徴収にかかわる改正だというふうに理解します。ここで、改正要旨の資料ですけれども、改正要旨の第3条の限度額、53万円というふうになっています。これの理解の仕方がなかなかできなくて、いろいろ担当者に問い合わせたりしたんですけれども、そうしたら、現在国会で審議中の法律が通るともってちゃんとしてくるというふうな話でしたけれども、実は限度額53万円、プラス7万円と、60万円の限度額になるんだと。つまり高額所得者 国保税ですから高額所得者というふうに言えるかどうか分かりませんが、モデルケースで幾らぐらいの人が7万円の介護保険税を払わなければいけないのか。いろいろシミュレーションをしたと思うんですけれども、その階層分布などもできればお知らせいただきたい。例えば7万円の介護保険料を払う人が何人で、5万円が何人で、平均の1万4,000円というのが何人で、いわゆるゼロ階層が何人というふうなシミュレーションがあると思うんですけれども、どういうパターンを採用したのか、一つはお聞きしたい。

それから所得、いわゆる応能に対する割合と、応益に対する割合もいろいろ考えてしたと思うんですが、計算によると、55対45になっているようであります。この案分の根拠などもお聞かせをいただきたい。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 案分の根拠につきましては、現在の国保税の案分率と同じような考え方を採用しています。したがって、応益割合が36.6%と、こういった数字を採用させてもらっています。

それから、シミュレーションの件でございますけれども、標準世帯、世帯主と妻と子供の3人世帯と。

そして、世帯主と奥さんが第2号被保険者と。固定資産税が10万円、所得は、基礎控除前の所得で世帯主のみと、こういったような所得につきましては、世帯主のみの所得と、こういった標準世帯でもってシミュレーションをいたしました。それで、限度額7万円を超える所得層は800万円と、こういうことになってございます。

あと一番と多く分布している階層につきましては300万円の所得でございまして、保険料が3万5,800円と、こういったようなシミュレーションをしてございます。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 当初、一般国民にこの介護保険料の第2号被保険者分が説明された際は、国が半分、国民が半分ということで、月額にすると1,500円ぐらいだと、そういう説明であったわけです。ところが、実際にこういうふうにごんごん話が進むと、所得で負担割合が大きく違ってくることがわかってきたわけでありまして、国保税というのは非常に負担感が強い税金でありまして、それにさらに、同じやり方で介護保険分が上乘せになるというふうになりますと、ちょっと大変になるのではないかとというふうな気がします。それでなくても、市税なんかと比べましても滞納割合が非常に高い税の一つでありますので、今回減免のことは触れられてはおりませんけれども、通常の国保税の減免のやり方ということでありまして、さっぱり具体的な対策が打ち出されていないわけでありまして、これについて、市長はどういうふうな考え方でこの問題を乗り切ろうとしているのか、お伺いをしたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 ちょっと質問の趣旨がはっきりいたしませんでしたけれども、国民健康保険税に抱き合わせで介護保険料を納めていただくと、こういうことになるわけでございます。ですから、国民健康保険税と別個の体系で介護保険料の応益割あるいは応能割というようなものを立てようかなと思ったんですけれども、国の指導などはあくまでも5対5という指導であったわけではございますけれども、そういうことになりますと、やはり低所得者の方に負担がかかるというようなことが考えられますので、現在の国保税と同じところの応能、それから応益割の案分率をそのままにしていこうと、こういうことを考えて今議会におきましてもそのようにしたもので、予算等も編成しておるわけでございます。そのことによりまして、国保、それから介護保険料ともにバランスがとれたところのものになっていくのかなと。それから、税率などにつきましても、国保の税率もこれまで同様に据え置いたわけでございますから、国保税と介護保険を抱き合わせにいたしましても、どのように推移するか、どのような徴収率になっていくか、あるいはどの程度まで被保険者の御理解をいただけるかはわかりませんが、大体御理解をいただいて進まれるのではなからうかなと、このように思っております。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 全国の自治体の中には、この介護保険料の負担感を少しでも和らげようということで、国保税の税率を引き下げるというふうな自治体も出てきているようであります。市のモデルケースで言うと、1万4,610円が平均額になっているようであります。さっき、一番階層が多いのは年収300万円というような話でしたので、そういうふうにはならないと思いますけれども、この保険税1万4,610万円の方の応能応益の割合を比べると、55対45なんですよ。市長はさっき、65対35と、国保税の今の応能応益の負担割合との比較で、それに照応するようにしたというふうに言いましたけれども、実際はそうではないですよ。むしろ応益の方がぐっと、1割程度負担が大きいという割合の計算になっているようであります。

ただ、年収 300万円の方がどうなるのかというのはわかりませんが、この方はもう年間 3万 5,800 円の介護保険料を納めなければいけない。これは、当初国民が考えていたよりはるかに高い保険税になるわけであります。ですから、自治体によってはその負担感を和らげるために、国民健康保険税の方を軽減しよう。第 2 号被保険者の保険料というのは国が指定したもので変えられませんので、そういう形で緊急避難的な対応を自治体としてやっているというところが出てきているようでありますけれども、そういう何らかの対応を市長としてやる気がないのかということをお伺いしたわけであります。質問の趣旨は極めて明快でありますので、お答えをいただきたいと思えます。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 介護保険料が高くなりますから、 合体しますと総体的に高くなるのではないかと。ですから、国保税を引き下げてはどうかというような趣旨の御質問だろうと思えますけれども、現在そこまでは考えておりません。

佐竹敬一議長 ほかに。健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 先ほどの答弁で数字を間違いましたので、御訂正をお願いしたいと思います。

一番と多く分布している箇所は 200万円の所得階層でございます。おわびをして訂正させていただきたいと思えます。(「保険税は幾らになるのか」の声あり)保険料は 2万 8,000円になります。この 2万 8,000円は年額でございます。そして、先ほど申し上げましたように、2人でございます。したがって、これを 12で割って、さらに 2で割るとなりますと、一月の額が当初国で言ったような額になると、こういうことでございます。

佐竹敬一議長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第33号に対する質疑はありませんか。内藤 明議員。

内藤 明議員 介護保険条例の関係で関連してお尋ねをしたいというふうに思います。

去る12月の議会で一般質問をしたわけでありますが、介護認定審査会にかかわる問題で、介護認定審査会を公開してはどうかというふうなことを申し上げました。残念ながら時間がなかったものですから、市長の答弁について再質問する時間がありませんでした。大変重要な問題であるというふうに思いますが、市長、再度その答弁を思い出していただきたいと思えますが、その要旨は、市場や利害関係を排除して公平な審査をするために、対象者の年齢や性別以外は個人を特定できるような情報は公開しないと、こういうふうなことだったろうというふうに思います。

ただしかし、審査判定は対象者の生活や状況、心身の状態にかかわる情報をもとに行われるために公開することは適切でないと、こういうふうなことであると思えますけれども、私は、公正を基礎とするならば、こうしたものについてはやはり公開すべきだなというふうに思っているんですね。市長がその答弁の中でいみじくも申されましたとおり、年齢や性別だけでだれかということ特定できるというふうな心配はないのではないかなというふうに私は思うんです。例えば後段については、その周りの状況で第三者にはわかってしまうのではないかなというふうな心配があまりないだろうと推測はしますが、しかし、だれの審査をいつ、するかということも明確ではありませんし、しかも、幸いにして、と言ってはなんですが、ここでは 1市 4町の広域的なかかわりの中で介護認定審査を行うわけでありますから、そういう意味では、特定できる心配というのはまずないのではないかなというふうに思うんですね。

それで、そのことに関して改めてお伺いしたいと思いますけれども、言うまでもありませんけれども、

プライバシーに配慮するなどというのは当然のことだというふうに思いますけれども、繰り返すことになりませんが、公開をした方がなお一層公平な介護認定の審査ができるのではないかとというふうにつけ加えて質問にさせていただきたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 結論から申し上げますと、介護認定審査会は公開すべきでないとは私は思っております。と申しますのは、やはり個人の身体の状態というのがつぶさにまないたにといいますが、資料となって出てきまして、それがお医者さん等の合議体によりまして議論されるわけでございますし、その際にはまた第1次判定の資料なども出されるわけでございますから、個人のプライバシーを保護するという意味におきましては、これは公開すべきではない。あくまでも合議体におけるところのお医者さんを初めとするところの専門の方々が良識を持って認定に当たるわけでございますから、それを待つということが一番妥当なのではないかなと、このように思っています。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 プライバシーのとらえ方が若干違うのではないかなというふうに思います。例えば、先ほど申し上げましたように、第三者が見て特定ができるのであれば、それはプライバシーの侵害になるというふうに私は思うんですが、その可能性は全くゼロに近いと言って過言ではないと私は思うんですね。そういうふうな状況だとすれば、明らかにして、名前と年齢を伏せて、住所も伏せるわけですから、全くどこの人が対象になっているかわからないでしょう。だとすれば、例えば同じような基準にあるものということをするれば、AとBのときには違ったなどということのないように、できるだけ公平にということであれば、プライバシーの侵害には当たらないのではないかと、こういうふうに思うんですね。

先ほども言いましたけれども、厚生省がどう言っているかはわかりませんが、特定できるのであれば、それは確かにプライバシーの侵害になるというふうに思うんです。テレビなどで見ますと、一人の対象者をビデオかなんかで撮って、それで全体で審査するなどということをする自治体もあるようですが、それはプライバシーの侵害になると思うので、そういう場面は非公開と、こういうふうにするべきであると私も思いますけれども、弾力的に運用すべきだと思うんですね。身体の特徴や状況がわかるのですべてが非公開などというのは、プライバシーの侵害には当たらないというふうに思いますけれども、どうですか、市長。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 第1問でお答え申し上げたとおり、公開すべきではないのではないかと、このように思っています。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時30分といたします。

休 憩 午後 3時15分

再 開 午後 3時30分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

病院事務長。

真木憲一病院事務長 先ほどの病院の起債残高ですが、見込みとして13億5,100万円でございます。

以上です。(「ありがとうございました」の声あり)

佐竹敬一議長 議第34号に対する質疑はありませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 この新しい条例は、介護保険制度で救えない方をヘルパー派遣をして支援していこうと、こういう制度だというふうに認識をしているわけでありませけれども、具体的にどういう人が想定されるのか。具体的な例示などあれば教えていただきたいなど。私どもが相談を受けた場合に、該当するか、しないか、そういう例示などをちょっと教えていただければありがたいというふうに思います。

それと、どの程度対象者を見込まれておるのか。今の段階でおわかりになれば、教えていただきたいと

思います。
それから、第8条に費用を徴収するという事で、「1時間 150円の徴収をする」と、こういうふうに明記されているわけでありませけれども、この有料という考え方、これについてどういう考えのもとに 150円を徴収するという考え方が出されたのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 お答えします。

基本的には、介護保険に認定漏れの方を対象にしていきたいと考えています。今現在ヘルプサービスを活用していても認定にならないと、こういった方が出てきています。こういった方にこの制度でサービスを提供していきたいと、こういう考え方です。

対象者を一応20名ほどというふうに見ています。週2回程度派遣していきたいと考えています。

それから、費用の徴収関係でございますけれども、介護保険との整合性を図ったということでございます。介護保険の場合、家事援助ですと1時間 1,530円という介護報酬が出ています。これの1割程度ということで 150円を考え、規定させてもらったものでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 対象者については一応理解をいたしましたけれども、費用の関係ですけれども、介護保険制度との整合性ということなんですけれども、この派遣制度については、国や県からの補助制度などもあるのではないかとというふうに思うんですけれども、その辺についてお尋ねをしたいと

思います。
介護保険料を払って、さらに市のそういう保健制度を受けて金を払うと。このヘルパーの派遣事業以外に市の独自の保健事業があるわけですね。そうしたものについては、有料ではないというふうに思うんですけれども、無料でいろいろな相談や支援を受けられるという制度が原則的に正しいのではないかと
思うんですけれども、この部分だけ介護保険制度との整合性ということで有料にするというのは、ほかの市の保健事業との整合性をむしろ失うものではないか。失うのではないかと
いうふうに思いますけれども、ほかの保健事業との関連についてどう考えるのかということと、補助制度があるのかどうか、お尋ねしたいと

思います。
佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 現在のホームヘルプサービス事業も、費用徴収ということで所得に応じて判断させてもらっていると、こういったような制度でございます。

それから、先ほど介護保険との整合性と言いましたけれども、むしろ介護保険の報酬単価を参考にさせてもらったと、こういうことでございます。

それから、国の方で今、介護の生活支援事業といったようなメニューをつくっていますので、恐らくこれもその事業に入ってくるのかなという感じがしています。

ただ、いずれにしましても、実費とかそれに相当するような金額は徴収してもいいという形で考えているようにございますので、この制度をつくらせてもらったということでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第35号に対する質疑はありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 今回この条例の一部改正が提案されているわけでありましてけれども、現行のこの条例に基づいた規則もあるわけでありましてけれども、特に時間の設定などを行っているわけですので、これらも付随して改正があるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。というのは、午前7時から午後7時までというふうな形になっていきますので、秋遅くなるということ、夕方というか、夜というか、人も来ないということなどもあり、今回の改正に基づいて規則の方も改正があるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 商工観光課長。

那須義行商工観光課長 お答え申し上げます。

今回の条例改正は使用料の分のみ出ていますけれども、規則の方で時間等につきましても、現行は御指摘のとおり、午前7時から午後7時までということになっているわけですが、実際管理をなさってくださっている畑地区の人たちからお聞きしますと、朝の時間帯とかそういうものの利用がほとんどないということがありますので、条例改正とセットにしまして、時間帯についても、夏期間は午前8時半から午後6時まで、それから、それ以外の通常の期間につきましては、午前8時半から午後5時までというような形で、市のほかの施設と同じような形の改正といえますか、それを行って全体的な使用のあれを図っていきたいということで考えています。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第36号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第37号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第38号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第39号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第40号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第41号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第42号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第43号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第44号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第45号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第46号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第47号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第48号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第49号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第50号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第51号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第52号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第53号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第54号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第55号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時39分
再 開 午後 3時40分

〔議長交代〕

佐藤 清副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、地方自治法第 117条の規定により、次の諸君の退席を求めます。

寒河江市土地開発公社役員、1番佐竹敬一議員、4番石川忠義議員、8番鈴木賢也議員、14番佐藤穎男議員、17番川越孝男議員、20番井上勝・議員、21番那須 稔議員、22番遠藤聖作議員、以上の方は退席願います。

〔佐竹敬一議員、石川忠義議員、鈴木賢也議員、佐藤穎男議員、川越孝男議員、井上勝・議員、那須 稔議員、遠藤聖作議員退席〕

議第56号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

この際、寒河江市土地開発公社役員、1番佐竹敬一議員、4番石川忠義議員、8番鈴木賢也議員、14番佐藤頼男議員、17番川越孝男議員、20番井上勝・議員、21番那須 稔議員、22番遠藤聖作議員の復席を求めます。

〔佐竹敬一議員、石川忠義議員、鈴木賢也議員、佐藤頼男議員、川越孝男議員、井上勝・議員、那須稔議員、遠藤聖作議員復席〕

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時42分
再 開 午後 3時43分

〔議長交代〕

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第57号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第58号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第1号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第3号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第78、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第4号及び議第10号から議第20号までの12案件については、議長を除く23人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託する上、審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議第4号及び議第10号から議第20号までの12案件については、議長を除く23人を委員に選任し、構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第79、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第22号、議第23号、第25号、議第26号 議第30号、議第39号、第40号、議第41号 議第55号、議第56号
文教経済委員会	議第24号、議第35号、第42号、議第43号 請願第3号
厚生委員会	議第7号、議第8号、議第9号、議第21号、 議第27号、議第28号、第29号、議第31号 議第32号、議第33号、第34号、議第36号 議第37号、議第38号、第46号、議第51号 議第52号、議第53号、願第1号、請願第2号
建設委員会	議第5号、議第6号、第44号、議第45号 議第47号、議第48号、第49号、議第50号 議第54号、議第57号、第58号
予算特別委員会	議第4号、議第10号、第11号、議第12号 議第13号、議第14号、第15号、議第16号 議第17号、議第18号、第19号、議第20号

平成12年3月第1回定例会

散 会 午後3時46分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでございました。